

文教警察企業常任委員会会議録

平成27年5月27日

場 所 第3委員会室

平成27年 5 月 27 日 (水曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

・第二次宮崎県教育振興基本計画の改定について

・宮崎県立高等学校教育整備計画（中期実施計画）について

・スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定について

出席委員（7人）

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	日高	博之
委員		緒嶋	雅晃
委員		井本	英雄
委員		中野	廣明
委員		田口	雄二
委員		囷師	博規

欠席委員（なし）

委員外委員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	坂口	拓也
警務部長	水野	良彦
警務部参事官兼 首席監察官	鬼塚	博美
生活安全部長	片岡	秀司
刑事部長	黒木	典明
交通部長	鳥井	宏一

警備部長	金井	嘉郁
警務部参事官兼 警務課長	永野	博明
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	神坂	正信
生活環境課長	児島	孝思
総務課長	小野	博
警務部参事官兼 会計課長	廣澤	康介
少年課長	藤川	寿治
交通規制課長	大野	正人
運転免許課長	鍋倉	幸次

教育委員会

教育長	飛田	洋
教育次長 (総括)	原田	幸二
教育次長 (教育政策担当)	川井田	和人
総務課長	大西	祐二
参事兼財務福利課長	田方	浩二
学校政策課長	川越	良一
学校支援監	永山	良宣
特別支援教育室長	坂元	巖
教職員課長	西田	幸一郎
生涯学習課長	恵利	修二
スポーツ振興課長	古木	克浩
文化財課長	大西	敏夫
人権同和教育室長	黒木	政信

企業局

企業局長	四本	孝
副局長 (総括)	梅原	裕二
副局長 (技術)	満留	康裕
総務課長	沼口	晴彦

経営企画監	森本誠二
工務課長	新穂伸一
開発企画監	上石浩
電気課長	喜田勝彦
施設管理課長	平松信一
総合制御課長	新見剛介

事務局職員出席者

議事課主事	八幡光祐
政策調査課主幹	西久保耕史

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてでございます。お手元に配付いたしました。日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、御異議ありませんので、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の重松でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

今回、初めて文教警察企業常任委員会の委員長を拝命いたしました重松でございます。県民の安全・安心のために皆様方としっかり議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、何とぞこの1年間、よろしくお願いを申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が日向市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

向かって右側ですが、延岡市選出の田口委員でございます。

児湯郡選出の函師委員でございます。

次に、書記を紹介いたします。

正書記の八幡主事でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは次に、本部長の御挨拶並びに幹部職員の紹介、所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○坂口警察本部長 おはようございます。警察本部長の坂口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

重松委員長を初め、委員の皆様方には、文教警察企業常任委員会の委員としての御就任、まことにめでとうございます。

また、かねてから本県警察の運営に関しまして、深い御理解と御支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本県警察では、運営方針であります県民の期待と信頼にこたえる力強い警察の実現のために、県民の皆様が安全で安心して暮らせる社会を守るため、組織の総合力を結集し、力強い警察活動を展開しているところでございます。

委員の皆様方におかれましても、今後とも御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

本日は、年度初めの常任委員会ということで、私から執行部の紹介を行いました後、宮崎県警察の組織について、平成27年度歳出予算の概要等についての2項目について、警務部長から説明させていただきます。

それでは、資料1をごらんください。

執行部名簿は建制順となっておりますが、席次につきましては、部長を第一列に配置していることなどによりまして、名簿と席次順が異なりますので御了承ください。

まず、警務部長の水野警視正でございます。

刑事部長の黒木警視正でございます。

交通部長の鳥井警視正でございます。

警備部長の金井警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の鬼塚警視正でございます。

生活安全部長の片岡警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の廣澤警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の永野警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の神坂警視でございます。

総務課長の小野警視でございます。

生活環境課長の児島警視でございます。

交通規制課長の犬野警視でございます。

運転免許課長の鍋倉警視でございます。

少年課長の藤川警視でございます。

以上が、本年度の警察本部執行部のメンバーでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○水野警務部長 引き続きまして、本県警察の組織の概要、予算につきまして御説明申し上げます。

それでは、お手元に配付しております資料でございます。2番の宮崎県警察の組織についてのページをごらんいただければと思います。

それでは、本県警察の組織について御説明申し上げます。

本県警察は、宮崎県公安委員会の管理のもと、警察本部に5部24課1所4隊を置くとともに、警察学校を附置しまして、さらに県内に13警察署を設置しております。

この中で、警務部に施設装備課という名前の課がございます。これは、今春に新設した課でございます。

これまでは会計課内で施設装備室という位置づけで装備資機材の管理や施設整備の業務を行っておりましたが、平成24年以降、大規模災害に迅速的確に対応するために、県担当課と施設装備課の新設について協議を重ねてきました結果、本年春、課の新設が認められたところでございます。

それでは、警察本部各部の業務の概要でございます。

警務部につきましては、広報、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部につきましては、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯

罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部につきましては、殺人、窃盗、詐欺等に係る犯罪捜査、暴力団、薬物、銃器の取り締まり等、組織犯罪対策及び犯罪鑑識・科学捜査に関することなど、交通部につきましては、交通安全対策や交通規制、交通指導取り締まり、交通事故に係る犯罪捜査及び運転免許に関することなど、警備部につきましては、警備実施や災害警備、警衛及び警護に関することなど、それぞれ所掌事務としております。

また、警察署には、その下部機構としまして交番及び駐在所等172施設を設置し、県民の安全と平穩の確保に努めているところでございます。

続きまして、本県警察職員の定員につきましては、平成27年4月1日現在であります。警察官が2,017名、一般職員が321名の合計2,338人です。

なお、本年春には、先ほど申し上げました施設装備課の新設のほかに、全国的にストーカー、あるいはDVを初めとする人身安全関連事案が増加傾向にあることなどから、本部の生活安全部、刑事部及び警察署に増員配置をいたしまして、人身安全関連事案対策の強化を図るとともに、全国的に振り込め詐欺などの特殊詐欺の認知件数、被害額がともに急増しておりまして、本県におきましてもその対策が急務となっております。したがって、特殊詐欺事件の検挙対策及び抑止対策をさらに推進するために、捜査第二課広域知能犯対策係に増員配置して体制強化を図るなど、本県警察の運営方針である「県民の期待と信頼にこたえる力強い警察」を実現するための組織改編を実施したところでございます。

以上が宮崎県警察の組織につきましての説明

であります。

続きまして、警察本部の平成27年度歳出予算の概要等につきまして御説明申し上げます。

資料3をごらんいただければと思います。

本県警察では、平成27年の運営方針を県民の期待と信頼にこたえる力強い警察とし、運営重点として、「事態対処事案への迅速・的確な対応」等の7項目を掲げておりますが、歳出予算では、この運営重点を柱とした各種施策を実行するための事業費と治安維持に必要な経費を措置しております。

最初に、資料3の1番であります。平成27年度歳出予算の概要について御説明いたします。

本部の平成27年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして265億3,638万6,000円です。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、勤勉手当の支給率が0.15カ月分ふえたこと等によりまして6,257万2,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、平成27年度予算において、国の緊急経済対策である元気交付金がなくなったことなどにより、その財源を利用して増額して予算を計上しておりました交通安全施設整備事業費等が通常の前年度予算額となることなどにより、12億9,471万円の減額となり、総額では12億3,213万8,000円の減額ということになっております。率にいたしますと、対前年度比で4.4%の減少となっております。

続いて、2番の主な事業について御説明申し上げます。

それぞれの事業名の前に、㊦あるいは㊧と表示しておりますが、㊦は27年度の新規事業でございます。㊧とありますのは改善事業、すなわち既存事業に改善を加えた事業でございます。その他、印のないものにつきましては、既存の

事業でございます。

説明につきましては、新規事業、改善事業、既存事業の順で説明させていただきます。

では、全体像でございます。

主な事業のうち新規事業でございますが、(1)の「えびの警察署庁舎建設整備事業」、それから(2)「特殊詐欺被害防止コールセンター事業」を計上しております。

まず、えびの警察署庁舎建設整備事業につきまして、資料3の1をごらんください。

本事業の事業目的につきましては、そこに記載のとおりでございますが、えびの警察署、築後53年を経過しておりまして、老朽化、狭隘化が非常に進んでおります。また、平成9年度に実施した耐震診断結果では、「耐震補強工事が困難で、耐震補強より改築が望ましい」と結論づけられております。そこで、治安基盤及び防災活動の拠点施設としての役割を果たすために新庁舎を建設するというものでございます。

2番であります。事業概要としましては、27年度の予算額として、警察署移転建てかえとするための土地の購入費、造成費及び設計費で1億3,682万4,000円を計上しております。また、今後、平成28年度から29年度にかけて庁舎の建設等を行い、30年度に現庁舎の解体を行うという予定でございます。

なお、警察署庁舎につきましては、鉄筋コンクリート造の3階建てを計画しております。

建てかえに当たりましては、来客用の駐車場を確保し、また、災害発生時には応援部隊の受け入れも可能となるスペースを確保したいと考えております。

3番の事業効果であります。新しい庁舎では、警察安全相談や犯罪被害者支援のための部屋を新設する予定でございます。県民の利用しやす

い庁舎を目指し、また、耐震性を確保した災害に強い警察署庁舎となるものと計画しております。

なお、このえびの署の新庁舎建設によりまして、県内全警察署の耐震化が図られることとなります。

続きまして、資料3の2、特殊詐欺被害防止コールセンター事業でございます。

事業目的であります。現在、御承知のとおり特殊詐欺による被害が全国的に増加しております。本県においても、昨年は1人で1億円を超える高額な被害事件が発生し、平成26年は被害総額が3億円を超え、県民、特に高齢者にとって大きな脅威となっております。

宮崎県警では、これまでも被害を防止するため各種施策を実施しているものの、依然として被害が発生している状況にあることから、県民に対しまして、被害情勢に応じた即効性の高い注意喚起を内容とするコールセンター業務を実施するものでございます。これによりまして、特殊詐欺に対する県民の抵抗力の強化と定着化を図るものでございます。

事業概要、2番であります。委託事業費として1,244万3,000円を計上し、財源としては、国の「地方消費者行政活性化基金」を利用することとしております。

事業内容は、先ほど少し触れましたけれども、県民に対するコールセンター業務を民間業者に委託し、警察からの発生した事案の分析結果から得られた情報の提供等により、被害を受けるおそれのある人たちに対し、オペレーター3名により、発生した事案の具体的内容に基づいた注意喚起を緊急的かつ集中的に電話により行うものでございます。オペレーター1人当たり、1日80件程度を行う計画でございます。

3の事業効果であります。電話を受けた高齢者等が特殊詐欺の被害防止に関する知識を得ることにより、意識の高揚が図られるとともに、類似事案に巻き込まれないなど犯罪抑止の効果もあるものと考えております。

以上が新規事業でございます。

資料3、最初の予算の資料にお戻りいただければと思います。続いて、改善事業につきまして説明申し上げます。

(3)(4)(5)、この3事業が改善でございます。「高齢者のための交通安全対策事業」、「未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業」、「デジタル写真集中印刷処理事業」でございます。

それでは、(3)から順に御説明申し上げます。

資料3の3をごらんください。

まず、事業の目的でございます。これも記載のとおりであります。本県の高齢者の交通事故死者数は昨年31人と、全死者数の63.3%を占めておりまして、全国平均を上回っております。また、近年は高齢者が加害者になるケースも増加しておりまして、今後、高齢化社会が進展する中で、高齢の歩行者及び運転者双方に対する交通安全運転意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を強化するものでございます。

2の事業概要であります。これまでの高齢歩行者を対象とした交通安全教育事業368万7,000円に今回の事業費を加えまして、総額で4,224万3,000円でございます。

改善する事業につきましては、整備後19年が経過して老朽化しております交通安全教育車、「フェニックス号」と我々は称しておりますけれども、その教育車を更新し、車両を活用した交通安全教育を民間業者に委託し、県下全域で

ドライビングシミュレーター等を利用した出前型の交通安全教育を推進するものでございます。

また、あわせまして、昨年、都城地区で行われました、年代に応じた技能コースで競い合います「地区公民館対抗シニアドライバーズコンテスト」の評価が高かったことから、同様の「地区公民館対抗での高齢運転者技能審査会」を県内10カ所の自動車学校等の教習コースを使用して開催するものでございます。

3の事業効果であります。参加・体験・実践型の交通安全教育により、高齢者の方々に、加齢による身体機能の変化を自覚していただくことにより、運転中及び歩行中における交通事故防止に対する認識の強化、意識の向上が図られるとともに、運転技能の向上が図られるものと考えております。

続きまして、その次のページの資料3の4をごらんください。未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業でございます。

事業目的でございます。県内の少年非行の現状は、刑法犯少年は減少傾向にあるものの、低年齢化、集団化の傾向にございまして、また、全国では、いじめに起因する自殺が相次いで発生するなど、社会問題となっております。

スクールサポーターは、警察と学校との架け橋として重要な役割を果たしており、これまで問題を抱える少年への面接・指導、保護者に対する助言、学校との情報交換等を実施するとともに、教育委員会等の関係機関との連絡など、重要な役割を果たしていることから、その体制の強化を図るものでございます。

2の事業概要であります。これまでスクールサポーターは6名おりまして、その要する経費1,291万円でございます。それに加えて、総額で2,227万6,000円を計上しております。

改善の内容でございます。現在、警察本部、宮崎北警察署、宮崎南警察署、都城署、日向署、延岡署の大規模警察署を中心に活動しているスクールサポーターが6名おります。それに加えて、日南署、小林署、高鍋署の中規模警察署に新たに3名増員するものでございます。

3の事業効果であります。いじめや少年非行の問題において、スクールサポーターの配置がなく、これまで行き届かなかった事案に対して、よりきめ細やかな指導・助言等を行うことが可能になり、学校、地域における少年の健全育成が一層図られるものと考えております。

続いて、資料3の5をごらんください。デジタル写真集中印刷処理事業であります。

1の事業目的であります。現在、犯罪現場で撮影する写真はデジタル化が進んでおります。写真データの改ざんができない特殊なデジタルカメラを使用しております、フィルム写真と同様の証拠能力が確保されております。

現在、デジタル写真を印刷するために、各警察署に小型プリンターが整備されておりますが、写真1枚当たりの作成コストが約24円と高価な上、また、印刷スピードも遅いということから、コストを低く抑え、さらに印刷スピードの速い大型の写真プリント機を本部鑑識課に整備し、各署とオンラインで結びまして、プリント業務を本部で集中処理するというものでございます。

2の事業概要であります。これまでデジタルカメラの整備費等として1,500万2,000円を計上しておりましたが、今回、事業を組みかえまして、大型写真プリント機の購入費等で3,554万6,000円を計上しております。

事業内容は、警察本部鑑識課に大型の写真プリント機1台、県内13警察署にデジタル写真のデータを送信するための受付機各1台を整備し、

警察専用のLAN回線を利用してオンラインで接続し、9割の写真について、この事業において整備したプリント機によって処理することとしております。

3の事業効果であります。写真1枚当たりの単価が24円から、この事業によって9円程度になることから、写真印刷費を削減できるとともに、印刷スピードの向上が図られると考えております。

以上、3つの事業が主な改善事業であります。

再び、先ほどの資料3、歳出予算の全体像が書いてある資料に戻っていただければと思います。既存事業関係でございますけれども、(6)(7)であります。交番・駐在所庁舎新築費、交通安全施設整備事業費でございます。

資料3の6をごらんください。まず、交番・駐在所庁舎新築費でございます。

事業の目的であります。交番・駐在所は、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、古い交番・駐在所につきましては、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースが狭いため、県民が利用しやすい場所への移転建てかえを計画しているものでございます。

事業概要でございますが、前年度につきましては、国の緊急経済対策である元気交付金を活用して整備をいたしました。今年度は例年と同様に、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしておりまして、予算額として3,390万3,000円を計上しております。

平成27年度は、えびの警察署の五日市駐在所、延岡警察署の延岡駅交番の2カ所を移転建てかえする予定でございます。

事業効果であります。移転建てかえにより老朽化が解消され、駐車場の確保もできるなど、県民が利用しやすい環境が整備され、県民の平穏な生活の確保と生命・財産の保護が図られるものでございます。

続いて、資料3の7でございます。交通安全施設整備事業費でございます。

事業目的であります。交通事故及び交通渋滞の状況を把握し、交通管制センターの機能向上や信号機及び道路標識等を整備し、交通事故の防止や交通の円滑化を図るものでございます。

事業概要としましては、前年度は、先ほど申し上げました国の緊急経済対策である元気交付金がございます。それを活用して臨時的に多くの予算を確保いたしました。しかしながら、今年度につきましては、例年と同規模の補助事業を実施することとしておりまして、予算額として7億5,934万円を計上しております。

なお、県費による交通安全施設の整備につきましては、6月補正予算での要求を行っております。

補助事業の内容でございます。交通管制、信号機の改良、信号機新設、また、交通渋滞を解消し、交通の円滑化を図る必要がある場所を円滑化対象地区として指定し、指定された場所について信号機の新設や道路標識等を整備します。その他、災害対策及び環境負荷の低減のため、信号機への電池式信号機電源付加装置の設置と信号灯器のLED化等を行うものでございます。

事業効果といたしましては、交通事故や交通渋滞の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化が図られ、県民の生命の保護と交通環境の向上が図られるものでございます。

以上、長くなりましたが、説明を終わらせて

いただきます。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんでしょうか。

○図師委員 それぞれ概要説明をお聞かせいただいたわけですが、一つ、資料3の4に関して、未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業、この取り組み内容はすばらしいと思いますし、もう既に6名の方が配置されておられて実績を上げられていることと思います。

いじめ防止対策推進法に関する事業展開ということなんですけれども、同じく教育委員会には、いじめなり引きこもりなり、学校だけではなくて、家庭や地域の環境改善を図るための専門員としてスクールソーシャルワーカーという専門職がいらっしゃいます。このスクールソーシャルワーカーとスクールサポーター事業との連携内容を教えてください。

○片岡生活安全部長 スクールサポーターとスクールソーシャルワーカーの連携状況でございますけれども、まず、スクールサポーターは非行防止と健全育成がメインとなります。それから、教育庁所管のスクールソーシャルワーカーにつきましては、家庭環境に対する対応がメインと聞いております。ただ、お互い重複する部分もございますので、現場で連携しながら、家庭環境に問題がある生徒を対象として行っているスクールソーシャルワーカーとも連携を図っているほか、あるいは学校警察相互連絡制度というのがございますけれども、学校側から警察にいろんな情勢の連絡がある、あるいは警察から学校に対していろんな情勢の連絡等をおるといような相互の情報交換等もやっております。

○図師委員 生徒を取り巻く専門職とか、また、PTAとか地域の民生委員の方とか、そういう

定期的な連絡協議会というような内容は開催されているのでしょうか。

○片岡生活安全部長 関係機関が集まっての学校警察連絡協議会、通称、学警連というのがありますけれども、これを年に数回開催しております。

○図師委員 実は、スクールソーシャルワーカーの方々とは定期的に意見交換させていただいておるんですが、なかなか今、県の単独事業になりまして活動の領域が狭まってきているという話も聞いております。あわせて、連絡協議会の内容がすごく形骸化してしまっておりまして、うまく連携がとれてないという意見も聞いております。

この事業の内容はすばらしいと思いますので、今後もその成果が、より効果的に上がるためにも、縦割りで動くのではなくて、ぜひ共同歩調で、例えば1人のケース、1人の子供に対しても2人で、例えばスクールサポーターの方とソーシャルワーカーの方が同時に訪問されるとか、学校の教員ももちろんなんですけれども、地域の方との情報交換の場を持たれるとか、そういうあらゆる角度からの支援をしていただければと思います。

あともう一つ、川南にはコミュニティーワーカーという、そういう引きこもりの方なり、これは子供だけじゃなくて地域の高齢者、単身世帯の方へのフォローもするんですが、そういうコミュニティーワーカーという方もいらっしゃいます。それらの方々との連携をとられると、さらに効果的な活動になられるんだろうなと思います。これは要望として。

最後、資料3の7のところでありました各種交通安全施設の整備事業についてなんですけれども、私のところにも、地域の信号機やガード

レールの設置、また、通学路の歩道整備等々のさまざまな要望が来るわけなんですけれども、なかなかその要望が即座に応え切れないというのも事実なんです。実際、信号機の設置なりの要望が、今どれほど積み上がってて、年間どれほど、それを消化していかれてるのか、その実態がわかれば教えてください。

○鳥井交通部長 信号機の設置要望につきましては、昨年だけでも400件近くの設置要望が来ております。その中で、県内信号交差点というのは2,380カ所あるわけなんです。当然、要望に応じて設置するのが一番望ましいんですけれども、しかしながら、限られた予算で進めておるところです。

また、2,380カ所に信号交差点があるということは、信号柱が最低でも4本、5本、1万本近く立っておる。これもコンクリート柱ではちょっと強度が弱いということで、25年経過したコンクリート柱を順次、鋼管柱にかえたり、限られた予算の中で、そういったインフラ面も改善していかなければならないということで、去年は信号機、県内に12基の予定でしたけれども、1基、ことしにずれ込みましたので11基。ことしも、いろんな限られた予算の中でということで12基を新設することとしております。

確かに要望等が多いわけですので、要望が実現しなかった場合は、自治体の皆さん、その地域の皆さんに対しては、本部・警察署で丁寧な説明を行いまして理解を得ているところであります。

○図師委員 よく理解できました。

あと、今、歩車分離型の交差点がふえておると思うんですが、感想としては、もちろん通行人の安全確保には効果を上げておると思うんですが、逆に交通渋滞を招いているところもあるよ

うにも見受けられます。これ、歩車分離の交差点にするための基準とか、今後の予定というのがどれくらいあるのか、わかれば教えてください。

○鳥井交通部長 歩車分離は、歩行者と車を全く区別するというので、私の記憶によれば、県内70カ所ほど、もう整備が進んでおるところです。

メリットとしましては、今、委員のほうから御指摘がありましたように、車と歩行者が全く分離するわけですので歩行者との事故が減る。実際、歩車分離の箇所では減少傾向を示しておるところです。

しかしながら、デメリットが、従来の信号であれば、十字路交差点であれば、主道路が青の場合は赤という2パターンだったのが、歩行者が完全に歩行できる3パターンにふえておりますので、確かに交通量の多いところでは渋滞を招くというデメリットも生じておるところです。その辺を考慮しながら、事故の発生状況、渋滞の状況とか、その辺を考慮していくこととしております。ですから、*1日の通行量が1万台を超えるような交差点は望ましくない判断しておるところです。

○緒嶋委員 えびの警察署、これはもう53年が経過しておるということで建てかえというのは、当然のことだと思っておりますけれども。私は林活議連の会長をしているんですが、木質化、公共施設は、3階以下はできるだけ木造でつくれということを我々は言うておるんですけれども、警察署というのは特殊なところでもあるし、鉄筋でつくられた、これはもう当然だろうと思っております。できるだけ県産材を使った木質化で、警察署で安らぐというところとちよっといろいろあると思っておりますけれども、できるだけ温かみのある

ような警察署にしてもらいたいという思いが我々は強いわけですが、このあたりの配慮はしていただけますか。我々は、知事部局にも強く要請をしたいと思っております。

○水野警務部長 警察署の庁舎につきましては、先ほど御指摘もございました、やはり警察活動を行う場所ということでございますので、木質化といいましようか、県産材を全て全体に利用するというのはなかなかいかない部分もあるわけでございます。特に、地震などの災害時でございます。その際には、やはり防災の拠点として機能するために、どうしてもコンクリートのようもしっかりした素材を使うということが求められるところもございますので、今までの警察署の庁舎につきましては、構造としては鉄筋コンクリートづくりということでやらせていただいております。えびの警察署につきましても、先ほど申し上げましたけれども、鉄筋コンクリートづくりの3階建てを予定しております。ただ、施設の基本的な構造のところは別としても、そうじゃない部分で、御指摘のあった木質化のような形につきましては積極的に、できる限り取り組んでまいりたいと思っております。

また、警察署はそうですけれども、交番や駐在所につきましては、御承知かもしれませんが、基本的には木造のような形で県産材を利用して建築しているということで今までも取り組んでいます。そういった点で、できる限り警察活動に支障がない形で県産材を利用していくということは我々も取り組んでいるところでございます。

○緒嶋委員 ぜひ、そういうことで進めていただきたいと思っております。

かつて、私が警察の委員会をしておったとき

※17ページに発言訂正あり

に高岡警察署が浸水したことがあったんです。耐震化されたということですがけれども、あの場所で浸水すれば、耐震化されても機能を発揮できんわけです。そういう点では、高岡警察署とかいうところは将来的に移転するとか、いろいろ考えざるを得ないのかなと思うんですけれども、そのあたりのことは、今後、配慮はされておるわけですか。耐震化が終わるから、しばらくは新築はできないとか移転はできないとかということになるわけですか。

○水野警務部長 警察署の整備計画についての御指摘だったかと思います。建てかえにつきましては、先ほど申しあげました耐震も一つの要素ではありますが、やはりこれは老朽化、狭隘化に伴って業務に支障を及ぼさないということが必要かなと思います。委員の御指摘も、まさに警察はもっとしっかりせよというための拠点整備をせよという御指摘かと思っています。これにつきましては、県当局との協議もございまして、なかなかうまくいかない点もございまして、具体的な整備計画として何署を建てかえるというのは今の段階ではございません。ただ、国の公共施設の長寿命化の方針とかいろいろございまして、県ともよく相談をしながら、そういう業務に支障を及ぼすようなことがあれば、建てかえについての協議をしっかりと県当局と行ってまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 もう一つ、私は高千穂ですけれども、日之影の駐在所が新築されたんですけれども、物すごく利便性が悪いです。町民が、どこに駐在所が新しくできたかわからんようなところにできとるわけです。進入しにくいとか。

それだから、部長が言われたのですが、生活安全センター的な発想というのはいいことだけれども、実際の場所を、同じ場所で、やむを得

んで、そこにつくられるのはまだしも、移転される場合は、生活安全センター的なものを含めて——派出所の便利がよいというのは、いろいろ意味があると思うんですけれども——やはりそういうところを十分配慮しなければ、町民が、どこに駐在所ができたかわからんようなところにつくっても、これはかえって駐在所が避難してるじゃないかというような感じに受け取れるようなところにつくってはどうしようもない。相当検討されて場所の選定をされんと、私は、何のためにつくられたのか、つくられた意味がわからないというような気がしますので、やっぱり十分検討して、一回、警務部長も見てください。私は、日之影の場合、何でこういうところにつくったのかなと言っておるんですけれども。そういうことを十分検討した上で、誰が見ても納得できる場所につくるというのが大事だと思いますので強く要望しておきます。そういう場所に、いいところにつくっていただきたいということで。

○井本委員 スクールサポーターですが、これはなかなかいい制度でしょうけど、どういう方を選んでるのか、その選出方法なんかは、どんなやり方をしてるんでしょうか。

○片岡生活安全部長 本県におきましては、スクールサポーターについては、全員警察官OBがついております。非常勤職員として勤務しております。

○井本委員 それは誰が選んでるの。どんなふうを選んでるの。

○片岡生活安全部長 まず、スクールサポーターが警察職員OBであるという理由でありますけれども、犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議というのがありまして、この中で少年の非行防止、立ち直り支援とか学

校等における児童の安全確保等につきまして、退職警察官、その他専門知識を有する人材とされておることから、警察官OBが今、スクールサポーターについております。その採用につきましては、非常勤職員でありますので県警本部の人事のほうに適任者を見つけてきまして、あるいはみずから応募もあるかと思えますけれども、その中で過去の勤務経歴とか活動経歴とかを見ながら採用することになると考えております。

○井本委員 もうちょっと審査をせんと、単なる天下り先という感じがするよね。やっぱり本当にいい人材を確保するためには、もうちょっと公的な審査機関というか、そういうものを通して選ぶというようなことが必要じゃないかと思うんだけど、その辺はどうですか。

○片岡生活安全部長 委員がおっしゃるとおり、過去の勤務経歴とか本人の活動意欲とかも見ながら適任者を採用して、しっかりスクールサポーターの目的が達するようにしていきたいと考えております。

○井本委員 水かけ論みたいな話になるけど、ともかくいい人材を、やっぱり誰が見ても立派ない人だと言われるような、教育委員会とも連絡を緊密にしないといかんわけですから、単にOBの天下り先とはもちろん考えてはいないと思うけれども、いい人材をしっかり選ぶために、一工夫、二工夫、私は必要な気がするんだけど。警察本部長は、それをどんなふうに考えていますか。

○坂口警察本部長 ただいま委員のほうから大変ありがたい御指摘をいただきました。今後、より心がけてまいりたいと思います。

ただ、現状を若干御説明させていただきますと、スクールサポーターというのは6名しかお

りません。本年度3名増員して9名になりますけれども、いずれの人も一人で多くの学校を担当して、もう本当に走り回って汗だくでやって、涙ぐましい努力です。これは、とてもではありませんが、天下りっていうのと毛頭イメージが違うような激務でございます。非常勤職員でもありますので報酬も必ずしも高くはありません。ですので、本当に現役のころと変わらないような、自分や家庭を犠牲にしてでも地域のためという仕事ぶりでございますので、決して世間に誤解を招くようなものではないと考えておりますが、御指摘もまさしくそのとおりでありますので、引き続き熱心で優秀なすばらしい人材を確保できるように努めてまいりたいと思います。

○井本委員 よろしくお願ひします。

それからもう一つ、信号機の件で、今度の予算を見ると、前年度のちょうど半分以下です。何でこんなふうになるのかなという感じがするんだけど、何か大きな理由があるんですか。

○鳥井交通部長 昨年は、元気交付金、臨時交付金ということで4億6,000万を活用させていただいて、いろんな交通安全施設の整備拡充を図ったところです。ことし、4億6,000万はございません。ただ、今後、6月の補正で県の単独予算は肉づけ予算ということでさせていただきますので、これよりはふえるものと、計画的に進めていきたいと思っております。

○井本委員 今後、予算が恐らく減っていくだろうと思うんですけども、信号機のかわりになるような、要するに、安全に、事故が起きないような、そういう工夫ができればいいわけです。だから、金をかけんでも、何かそういうアイデアがあればいいがなと思うわけです。

だから、例えば、パトカーの上についてるあ

の赤いランプは、皆がびっくりするわけです。あんなものを自分たちのところで据えつけているものなのか。赤いランプは勝手につけちゃいかんとですか。

○**鳥井交通部長** よくガソリンスタンドとか、いろんなところで見かけるところですけども、あれも、勝手にといますか、県民の皆さんの判断で個別につけていただくと、いろんな標識の効能を失ったりとか屋外広告物の関連等もございまして、つけられるときは、ぜひ御相談いただければと考えております。

○**中野委員** まず、スクールサポーターですけども、本県は悪質ないじめがあるかないか、表面はわかりませんが、おかげで殺人とか、そこまでいってないんですけど。この実績としては、例えば、各警察署ごとに一人配置して、解決したり解決せん分もあったりして、大体年間の担当した件数というのはどれぐらいあるもんですか。

○**藤川少年課長** スクールサポーターは、昨年まで6名でしたので、6名の活動内容ですけど、相談とか助言などがトータルで1,222件、学校との情報交換等が2,730件、教室の支援活動、いわゆる校内環境が悪化しているところに対する、例えば駐留警戒でありますとか、そういう支援活動が123件、その他のパトロール活動等、会議とか入れまして、全部で5,220件ほどの実績となっております。

○**中野委員** わかりました。これは、普通は学校からの連絡のみでそういう対応をするんですか。

○**片岡生活安全部長** スクールサポーターの派遣については、学校側からの要請に基づいて行く場合ももちろんありますけれども、スクールサポーターがみずから学校訪問して、もちろん

身分を明らかにして、いわゆる指導の担当の先生と連携しながらいろんな活動は自主的に行っております。

○**中野委員** そうなると、このスクールサポーターというのは、一般的には余り顔は知られないほうがいいんですか、どうなんですか。私は初めて知って。いろんな卒業式、入学式に行くんです。普通はこういう制度があるっていうのは、一般父母がどれぐらい知ってるのかなと思うんです。だって、私は高岡警察署ですけど、高岡警察署に電話すればこういう人に相談できるのかなという、そんなのを初めて聞いたんですけど、余り顔が見られんほうがいいのか、そこら辺はどうなんですか。

○**片岡生活安全部長** 現在、中規模署以上にスクールサポーターが配置されておまして、高岡につきましては、宮崎南警察署に配置のスクールサポーターが南署管内と高岡管内を受け持っているという形になっております。

顔が売れるかどうかにつきましては、ちょっと何とも言いようがないと思っておりますけど。

○**中野委員** わかりました。何かそういう制度が一般に知られたほうがいいのか。卒業式、入学式がありますから、そういうときに順番で顔を出すとかもあるかなと思ったり。私は基本的には、やっぱりいじめは学校でしっかり対応するのが当然だと思うんですけど、そこで手に負えないんだと思うんですけど。

それともう一つ。オレオレ詐欺、詐欺の問題ですけど、本当にあの手この手で、次から次に、よう来るもんだと思うんですけど。このコールセンター事業、被害を受けるおそれのある者に対しという、1人でおおむね80件となると、これは土日を除いてという話になるのか。そうなった場合に、先ほどの説明では、これまで被害に

遭いかかった人とか何とか、そういう関連の説明があったと思うんですけど、私はそんな人はかなり魂がこっちじゃなくないかなと思うんですけど、「おそれのある者」に、この定義はどうなのか。逆に、オレオレ詐欺と間違われて電話を切られたりするんじゃないかと思えますけど。

○黒木刑事部長 被害を受けるおそれのある人の定義だと思うんですけども、一応、今考えておりますのは、コールセンターからオペレーターが直接、近隣の高齢者を中心として電話を最初からしていくんですけども、まず第一次的には、今、過去3年以内の事件で検挙した中で、犯行グループを検挙したときに捜索差し押さえをするんですけども、そのときに押収名簿がありまして、当然、犯行グループは名簿に基づいて全国に電話をしておりますので、押収名簿に記載されてる宮崎県に居住する方が約1万名ほどいますので、まずは、その方へ最初にコールセンターから電話をして、最近の新しい手口とか、その防止方法、それについてしっかり広報、啓発を図っていきたくて考えております。

なおかつ、1万件が終わった場合、では次にどうするかといいますと、県内の方ですけどもハローページに約20万弱の電話番号が載っていますので、その中で高齢者の可能性がある、片仮名で名前が書かれた方に、まずは優先的に電話をかけていこうと考えております。

また、その中で、先般、延岡とか都城で、今度は地区を集中してアポ電がかかっておりますので、そういうときにはその地区を中心として、今度はオペレーターが、3名おりますけれども、集中的に電話をしていくと、そのように事業としては考えております。

○中野委員 もう1件。それと、さっきから交通信号が出てます。いろんな要望があるんですけど、従来の信号機がLEDにかかわるところがあります。あれだったら、それで今までもとったんだから、新規のところにつけてもらったほうがいいかなと思うんですけど、あれはどういう理由で、もう寿命が来てるということですか。

○鳥井交通部長 今、委員が御指摘のとおり、LEDの信号機というのは疑似点灯といいますか、夕方なんか太陽と重なっても疑似点灯が発生しないということと、普通の電球の信号機というのは1年に1回、交換してるんですけども、非常に寿命が長いと、6年ぐらい、電気料も*6分の1ということで、順次LEDの灯火にしておるところです。県内2,380基のうち約4割をLED化しておるところです。原則として、新設の信号交差点についてはLEDで対応するようにはしておるところでございます。

○中野委員 じゃあ、従来のやつは、1年に1回は交換しとったということですか。その予算もこれに入ってるんですか。

○鳥井交通部長 骨格予算、肉づけ予算、今度、6月補正でしていただきます。維持費という観点から、それに含まれておるところです。

○田口委員 オレオレ詐欺、特殊詐欺の件でちょっとお伺いします。先ほどの電話先というのは私も聞きたいと思ってたんですが、先ほどで話がわかりましたからそれでいいんですが。

昨年度の予算の中で電話機の自動録音機というのがあって、これは効果が高いので警察のほうで用意して要望者に貸し出すという話がございました。今の貸出状況と効果はどのようであったのかを、ぜひ教えていただきたいと思えます。

○黒木刑事部長 自動録音機ですけども、こ

※17ページに発言訂正あり

れは50台しかありませんので、50台全て設置をしております。

この効果といたしましては、この自動録音機は、犯行グループから電話があれば、オレオレ詐欺等の事件に関して録音させていただきますということが、最初に、テロップで相手に流れますので、ほとんどもうそれで、録音されますので、その後、もう電話は、詐欺のそういう手口の手法はされてなくて、設置されてるところは向こうが自動的に電話も切っております。ですから、今は50台ですから、今後は、これを県民の方に効果が非常にありますよということを啓発をしていって、できたら皆さん、高齢者の方は自費で買っていただければと思って今、啓発を進めておる、非常に効果はあるということで報告したものです。

○田口委員 今のお話ですと、その50台の中にそういう電話がかかってきて、明らかにそうだというやつが、切ってる事例があると思っていわけですか。

○黒木刑事部長 そのとおりでございます。

○田口委員 去年、私、議場でもこの質問をしたときに、たしか1台1万円ちょっとぐらいだっけ聞いたもんですから、そんなに高くないので、それで何百万円も防げるなら、皆さん、買ったほうがいいですよというようなことも話したところだったんですが、そのときには、まだ製造が間に合わないというようなことの話聞いていたんですけれども、今は少し余裕が出てきたんですか。

○黒木刑事部長 承知しておりませんが、もう今は、製造が間に合わないという状態ではないと承知しております。1台が1万2,800円でございます。留守電をつけるのが一番いいんですけども、これはテロップでそういう警戒信

号が相手に送られますから、非常に効果があるということで報告をしております。

○日高副委員長 3の1、庁舎の建設整備事業に関するものなんですが、これは関連の質問になってしまうんですが、例えば地域で避難訓練とかするとき、警察の建物を地域と一緒に交わって避難所としての避難訓練等を行えるような体制がとれるのかという点が1つと、もう一つが、例えば、えびの警察署が移転をされるということで、新しい土地を求めてそこに建てられるということなんですが、もとあったところは解体なら解体をして多分更地になっておると思うんですが、これは一般財源予算ということで、その土地の所有はどうなるのか。また、今後どういった展開になるのか。一般的などころでいいんで、特に元日向署もそのままになっているんです。町の中心街にあったんですが、ずっと更地になっていて、もうどうしようもない、どうするんだろうと言われてるんですが、その辺につきましてもお伺いしたい。

もう一つが、デジタル写真集中印刷機なんです。これはちょっとニュアンスが違えば違うでいいんですが、例えば犯人とかが車で逃げると。そしたら、写真って、ぱって写ります。今まで一回、事例としてあったのが、自殺をされると。遺書があつて、もう車は置きっ放しで、多分みんなそこで捜索してると。ところが、後から、夕方ぐらいに警察のほうから連絡がありまして、車が印刷機で写ってたから、多分そこでは自殺はしてないと、ほかのところに逃げたんだっていう話で捜索打ち切りになったんです。そのスピードが速くなるということでしょうか。その辺についてお願いします。

○金井警備部長 一番先に災害拠点の関係というふうに伺っておりますんで、それについて回

答させていただきますけれども、警察署、交番等は一時的には避難場所になると思ってます。ただ、安全な場所に避難するというのであれば、大きな建物ということになります。ただ、それが恒常的な避難場所ということとはちょっと難しいものがあると思います。というのが、警察署、交番は防災の拠点になりますので、避難された方たちが、そこで生活していただくことはちょっと難しいものがあるかと思ってますので、その点につきましては、第二次的な、市もしくは自治体等の避難場所が必要になろうかと思っております。ですから、一時的には避難場所になるものであるとは認識しておるところであります。

○水野警務部長 先ほどの件は警察署等の公共用地についての質問だったかと思えます。それぞれ警察署もいろんな所有権関係がございまして、土地については、えびの署についてはえびの市の所有でございまして、市の市有地でございます。したがって、建てかえをした際には市にお返しするということになるかと思えます。

また、日向署につきましては、御指摘のとおり、今、更地になっております。これにつきましては日向市のほうでしょうか、たしかその土地の利用についての関心を示していただいたような話もございましたので、これにつきましては県の用地でございまして、県の財産の性格を変えとかいうような管財の措置をとった上で、もし市が購入していただけるようであれば市のほうに買っていただくというような流れになります。いろんなケースがございまして、一概にはこれというものもございませんけれども、跡地の活用についてはしっかり活用していただけるように、こちらとしても検討してい

るわけでございます。

○黒木刑事部長 デジタル写真につきましては、あくまでも現場で撮られた写真をLAN回線を通じて送るということで、現場から直接、実況で送るものではございません。

○日高副委員長 避難所の話は、日向のことなんですけど、たしか建物が5階建てぐらいですので、結局、大津波が来たときに、あそこは避難所になるんです。例えば、実際来たときに逃げようと思っても、鍵がかかった、どこに逃げていいかわからないっていうことではなかなか厳しい部分があるんじゃないかなと若干思ったもんですから、その辺についてちょっと質問してみました。

それと、土地なんですけど、例えば、これ市が興味を示しているっていうんですけど、民間がこういう土地が欲しいと、民間のほうで建てたいということであれば、そういう話もありなのかという点をちょっとお聞きしたいと思えます。

○水野警務部長 本件については、具体的に日向市については日向市からのお話だけでございますので、日向市との売却に向けての協議ということになるかと思えます。

その他につきましては、購入される方、手を挙げる方がいらっしゃれば、当然、民間の方でも売却させていただくということがあるかと思えます。広い土地でございまして、個人の方が買われるのはなかなか難しいかもしれませんが、場合によっては、もしそういう土地があれば民間の方にもお売りするということになるかと思えます。

済みません、それから訂正でございまして、順番でございまして、まず、官公庁のほうで御利用される方はいませんかというようにお話を申し上げて、そちらのほうでお買

い求めになられる方がいらっしゃらなければ、民間の一般の方に御購入の意思があるかという確認をするというような形で流れが進んでいくということでございます。

○日高副委員長 それは期間があるんですか。例えば、学校財産だったら5年間は据え置きだとかありますよね。これについては、すぐ来年でもってというようなときは期間というのはないのか、あるのかっていう。

○水野警務部長 済みません。何か月、公募してるとか、そういう手続の詳細は、ちょっと私も手元にないものですからわかりませんけれども。期間はないそうでございます。済みません。

○鳥井交通部長 補足と訂正をさせていただきます。

まず最初に、歩車分離式信号につきまして、県内、現在72カ所の交差点に歩車分離式信号を導入しております。本年度は3カ所に歩車分離式を設置予定でございます。

なお、私、設置基準の際、交通量が1日1万台を超えるところは好ましくないというような発言をいたしましたけれども、交通量等のそういった設置基準等はありません。おわびと訂正をいたします。

また、LED式信号灯器の電気料につきまして、従来の電球式の6分の1とお答えしましたが、正確には12分の1というのが正解でございます。おわびと訂正を申し上げます。

○田口委員 きょうの報告事項等には入っていない件ですが、先日、延岡の緑ヶ丘というところでコンビニ強盗がございました。ここは、3年前ぐらいだったと思いますが、そのときにもあって、たしか包丁を持った犯人が逃走したと。実は、今回のこの事件があって、また私に要望があったのが、そのときに地区の住民とか区長や

学校、それからPTA等に対しまして何の報告もなく、朝のニュースを見てびっくりしたと。子供たちの安全も考えて、どうしようということで慌てて交番に行って状況を教えてくれんかと言ったけれども、お話しできませんということで、マスコミにはしゃべっているのに何で俺たちには話してくれんのかと非常に憤って、子供たちの安全をどうしたらいいんだと。結局、親が一緒についていったりとか、いろいろ対策を練ったらしいんですが、今、そういう事件が、例えば夜中にあった場合に、今回のそのコンビニは学校のすぐ近くなんです。そういう場合の区長さんとか、あるいは学校に対する報告とか、あるいはPTA等に対する報告とかいうのは、集団登校してくださいとか、親が同行して学校へ行ってくださいとか、今、何かそういう対策はあるんでしょうか。

○黒木刑事部長 基本的には、やはり近くに学校とかあれば、当然学校とか、そういう地域の区長さんあたりも連絡することが重要かと考えております。ただ、今回、それをしたかどうかについては、ちょっと今、ここでは把握しておりませんので回答できませんけれども、今後もしそういうことがあれば、一次的には区長さん、学校、また、いろんな関係先に御連絡して、住民の安全安心の確保を図っていきたいと考えております。

済みません。今回の発生時には、学校と教育委員会には連絡をしたということでございます。

○田口委員 学校のほうには連絡はされたということですね。それは地区のほうにはあんまり連絡はしなくてもいいということなんですか。例えば、犯人が逃亡した場合にはいろんなことが想定されるわけですが、近くにおった場合には、例えば区長さんのところに連絡と

いうこともぜひ必要ではないかと思うんですが、今後、ぜひともそれを検討していただきたい。

○黒木刑事部長 マスコミ、広報と同時に、今後は地区住民の方にも積極的に広報を図っていききたいと考えております。

○緒嶋委員 話題性がある、例のドローン。それは宮崎県としても、やっぱり安全なことを確保するためにも場所の規制とか、これは条例とか法律とかあると思うんですけれども、警察としては、この問題について何らかの検討はされておるわけですか。

○金井警備部長 今週末に皇太子が行啓になられるんですけれども、それを含めまして、現在、管理者対策ということで敷地内では飛ばさない、危険が及びますので飛ばさないという管理規程に基づいてやっておるところでございます。ただ、これを飛ばしてはいけないとか、飛ばしたら犯罪になるというのは全く規制もございませんので、ただ、危険防止のためにしっかり対応はしたいと思っております。

それと、現在、周辺で、もし飛ばそうという人がおられたときには、説得して飛ばせないように、そういうふう考えてます。ただ、意図的に業務を妨害しようとか、そういうふうに意図的に飛ばす方がおれば、それは刑事的に触れれば、それは検挙になると考えております。

○緒嶋委員 今後において、そのときそのときでいろいろ規制をかけるということではなくて、恒常的に、やっぱり条例とか、いろいろなそういう基準をつくって何らかの対策を立てることが、今後において必要ではないかと、長い目で。それは、ドローンはメリット・デメリットがいろいろあるわけです。そういうことを含めて、やっぱり考えておく時期が来るんじゃない

いかなという気がするんですけども、将来についての、そういうものについての対応、これは国のほうでもいろいろ法律的なものが出てくると思うんですけれども、県としては、警察という立場では、今後のことについては、そこまでは、今のところ何も考えてないということですか。

○坂口警察本部長 委員が御指摘のとおり、現在、国におきましては、国土交通省を中心に航空法との関係、その他関係法令との関係を早急に詰めるということで、太田大臣なども大変積極的に御答弁されてると承知しております。

この中で、都道府県においてどのようなことをすべきか。特に、警察が何をすべきかということについて、今のところ具体的に何かという話は出てきてございませんが、県警としましても、当然、県民の安全安心を守る上で必要な話ですので、必要な貢献なり検討なりというものに協力してまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 やはり、そういう県民の安全安心という視点を、警察というのはそういうものが一つの大きな職務でもあるわけですので、そこは将来を考えながら、どうあるべきかというのは十分検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、それこそ検討していただきたいというふうに思います。

○井本委員 マイナンバー制度が今度、始まりますけど、これは警察としては積極的に取り入れて捜査をしやすくするというような方向性になっとるわけですか。

○坂口警察本部長 マイナンバーにつきまして、国民の皆様のプライバシーの懸念というのは非常に大きくて、センシティブで重要な問題であると警察でも考えております。警察が、これを捜査などの警察活動に積極的に使うのかと

いうと、そういうことは一切ございません。国民の監視といいましょうか、把握といいましょうか、そういうことについて警察がこれを活用するということは一切ございません。ただ、個々の事件の中で、例えば捜査をしている中で、ある人のマイナンバーを知る必要があるというようなことがもしあれば、そのときは、その人の例えば銀行預金を調べるとか、電話の通話履歴を調べるといふのと同じような意味でマイナンバーについても調べるといふことはあり得ますけれども、それ以上に何か網羅的にとか制度的に、国民のそういうものを警察が把握するというようなことは一切ございません。

○重松委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

最後に1点だけ、私のほうから。交番・駐在所の新築工事につきまして、今までもずっと言っておりましたか、ぜひとも、AEDの設置を交番のほうにも駐在所にも検討をお願いしたいなと思っております。

それでは、以上をもって警察本部を終わりたいと思います。執行部の皆様には御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時25分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の重松でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

このたび、初めて文教警察企業常任委員会の

委員長を拝命いたしました重松幸次郎でございます。教育力向上のため、また、スポーツ競技力、また、県民福祉の向上のため、この1年間、しっかりと皆様方と議論をして取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が日向市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

向かって右側でございますが、延岡市選出の田口委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の八幡主事でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは、教育長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。教育長を拝命いたしております飛田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、おわびを申し上げます。

職員の服務規律の遵守につきましては、繰り返し、厳しく指導をしてきたところでありますが、去る5月22日に、中学校教諭による児童生徒へのわいせつ行為につきまして免職、県立学校職員による横領につきまして停職6カ月の懲戒処分を行いました。免職といたしました中学校教諭については、処分日、同日に県警より逮捕されております。

教職員によるこのような非違行為は極めて遺

憾なことであり、県民の皆様や委員の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを心から申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

県教育委員会といたしましては、このような事案が発生しましたことを厳粛に受けとめており、職員一人一人の倫理意識をさらに高め、不祥事を防止するための取り組みを粘り強く行うことにより、本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

これから後は、座って説明をさせていただきます。

概要説明に入ります前に、1点御報告をさせていただきます。

去る2月県議会におきまして、2026年、平成38年の「第81回国民体育大会」と「第26回全国障害者スポーツ大会」の本県開催について決議をいただきましたが、その決議を受け、押川前副議長、河野知事及び各競技団体関係者の皆様とともに、4月17日に文部科学大臣及び関係団体に要望書を提出してまいりましたので、まず、このことを御報告させていただきます。

今後とも、本大会の宮崎県開催に向けて、県議会の皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、概要説明に入らせていただきます。

お手元の常任委員会資料1ページをお開きください。

まず、教育委員会事務局の幹部職員を御紹介させていただきます。

教育次長（総括）の原田幸二です。

教育次長（教育政策担当）の川井田和人です。

次に、教育次長（教育振興担当）の川崎辰巳

でございますが、病気加療のため、本日、欠席をさせていただきます。

総務課長、大西祐二です。

参事兼財務福利課長、田方浩二です。

学校政策課長、川越良一です。

学校支援監、永山良宣です。

特別支援教育室長、坂元巖です。

教職員課長、西田幸一郎です。

生涯学習課長、恵利修二です。

スポーツ振興課長、古木克浩です。

文化財課長、大西敏夫です。

人権同和教育室長、黒木政信です。

課室長補佐につきましては、資料の1ページの名簿の記載をもって紹介にかえさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、2ページをごらんください。教育委員の構成についてであります。教育委員会は、委員6名で構成されております。島原俊英委員長ほか、ごらんのとおりでございます。

3ページをごらんください。宮崎県の教育基本方針であります。

本県の教育は、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、郷土への誇りや、新しい時代を切り拓いていく気概を持つ、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざしております。

この方針に基づきまして、各種の施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、4ページをごらんください。宮崎県人権教育基本方針についてであります。

県教育委員会では、あらゆる方の人権を尊重する人権教育を推進するために、平成17年度に策定いたしました宮崎県人権教育基本方針がございりますが、今年度につきましても、この方針

に基づきまして、人権教育の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5ページをごらんください。教育委員会の平成27年度当初予算であります。表の下から5段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。一般会計の合計は1,064億3,124万7,000円であります。

また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。特別会計の合計は15億3,878万9,000円であります。

総額は、一番下の欄に記載しておりますように、総計で1,079億7,003万6,000円であります。

2つ右の欄になりますが、これは、平成26年度当初予算額に対しまして、16億4,008万円の減、率にいたしまして、対前年度比98.5%となっております。今年度当初予算につきましては、骨格予算としての予算編成となったことなどから、減額はありますものの、教育活動に影響が生じないよう措置できたものと考えております。

なお、新規事業や政策的な判断を要する経費につきましては、いわゆる肉づけ予算として6月補正予算で対応させていただくために、6月の定例県議会にお諮りする予定といたしております。

続きまして、6ページをごらんください。県教育委員会事務局の組織体制をお示ししております。

また、6ページに続き、7ページから15ページまで、各課室ごとの組織及び事務を記載いたしております。後ほどごらんいただければありがたいと思います。

私からの説明は以上であります。引き続き、担当課室長から教育委員会の主要事業の説明、さらにその他の報告事項といたしまして、第二次宮崎県教育振興基本計画の改定及び宮崎県立

高等学校教育整備計画(中期実施計画)、さらにスーパーグローバルハイスクールの指定について説明をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○**田方財務福利課長** 常任委員会資料の16ページをお開きください。

新規事業「宮崎県育英資金返還率向上事業」についてでございます。

1の事業の目的・背景についてであります。宮崎県育英資金の返還者につきましては、国の事業移管後に急増しております。平成30年代前半には2万人を超える返還者となる見込みでございます。返還者数の増加に伴い、滞納者数、滞納額も増加傾向にございます。

平成26年度の返還率等につきましては、5月末までの返還金が平成26年度の返還金となりますことから、まだ確定しておりませんので、平成25年度の状況で申し上げますと、滞納者数は約2,700人、滞納額は約4億円となっております。

増加する返還者への対応といたしましては、口座振替やコンビニ収納などに取り組んでいるところではありますが、債権管理員による電話や訪問等による再三の催告等にも応じない悪質な滞納者に対しまして、一斉に法的な手段として裁判所への申し立てを行い、滞納額の縮減を目指すものでございます。

2の事業内容であります。専門的な知識を持ち、経験豊かな司法書士等に法的措置に関する事務を委託するものでございます。

3の事業費であります。804万1,000円です。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

○**川越学校政策課長** 資料17ページをごらんください。

改善事業「自立への架け橋 宮崎県キャリア教育実践事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。本県の全ての子供たちに働くことの意義を理解させ、自立した社会人、職業人の育成に取り組むものであります。

2の事業の内容であります。①キャリア教育の学びを深める実践事業につきまして、①児童・生徒の働くための基礎力を高める取り組みの推進です。まず、外部講師によるライフプランを描く授業では、自分や家族の将来設計をシミュレーションすることで、さまざまなリスクを仮定しながら、将来の目標を実現する手段を学ばせます。

また、外部講師による労働法に関する講習会では、生徒が労働関係法規等について理解を深め、社会において必要な基礎知識を身につける取り組みを推進いたします。

次に、②キャリア教育の取り組みを広げる実践事業であります。

②の企業と連携したキャリア教育の進展ですが、まず、企業関係者と教員による合同研修会では、キャリア教育に県内企業の力を積極的に活用するために、企業、学校、家庭、NPO等が一堂に会する研修会を開催し、情報交換や共通理解を図ってまいります。

また、産学官代表による宮崎県キャリア教育推進会議では、学校支援に対する産業界での組織的な対応のあり方などについて協議を行うこととしております。

3の事業費であります。1,354万6,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんおきください。

○坂元特別支援教育室長 常任委員会資料18ペ

ージをお願いいたします。

改善事業「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート充実事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございます。小中学校等におきましては、発達障がいのある子供さんへの対応が大きな課題となっております。

そこで、本県が平成25年度から独自に構築しましたエリアサポート体制の一層の充実を図ることによりまして、障がいのある子供が、どの地域においても特性に応じた質の高い指導や支援を一貫して受けることができるようにしたいと考えております。

2の事業内容でございます。まず、①の体制の推進につきましては、引き続き、県内7エリアにエリア拠点校を指定し、エリアコーディネーターと呼ばれる専門性の高い教員を配置いたします。

②の巡回支援の強化につきましては、特別支援学校やエリアコーディネーターが、これまで小中学校等に対し、巡回支援を実施してまいりましたが、これに③の、主に中学校の通級指導担当者を新たに加え、巡回支援を強化したいと考えております。

③の研修の充実では、特に、全ての教職員を対象とした研修を推進してまいりたいと考えております。

④の連携の強化では、①、②にありますように、拠点となる幼稚園や高等学校を指定しての研究、校種間連携協議会の開催、さらに、③の個別の教育支援計画の作成及び活用について推進してまいりたいと考えております。

このほか、⑤の医師等からなる広域エリアサポートチームによる小中学校等への巡回支援や、⑥の特別支援教育の推進を担う人材を育成したいと考えております。

3の事業費であります、192万5,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりでございます。

○西田教職員課長 資料19ページをお開きください。

改善事業「やる気、元気！自ら学び続ける教職員のキャリア形成推進事業」についてであります。

1の事業の目的・背景であります、教職員みずからが将来の目標やゴールを見据えて、キャリアデザインを描きながら主体的に資質向上を図っていく新たな支援の取り組みを推進することにより、教職員の意識や行動を転換し、やりがいや充実感を持って、学び続ける教職員の育成を目指してまいります。

2の事業の内容であります、今回、新たに取り組む内容を中心に説明させていただきます。

(1)の教職員がキャリアデザインを描き、主体的に資質向上を図るための取り組みでは、①にありますように、教職員のキャリアプランの開発を行い、それをもとに教職員みずからがキャリアデザインを描くための資料としてキャリアデザイン手引書を作成し、その手引書を初任者研修や教職員評価制度の校長ミーティング等で活用することにより、教職員のキャリア意識を変えていきたいと考えております。

さらに、②にありますように、教職員としてのあり方を改めて見つめさせる修養を意識した研修を充実させるとともに、③の私を変えた先生との出会いエピソード募集を通して、キャリアアップの意欲を高めていきたいと考えております。

(2)のライフステージに応じたみずから学び続ける教職員のためのシステムの構築では、

②のマネジメントリーダー養成の推進について新たに取り組めます。変化の激しい時代に対応できる判断力、行動力等を持った管理職を育成するために、若手や中堅教員の中からメンバーを募り、小・中・高・特別支援の校種ごとに4つの塾を構成し、本県教育の課題解決に向けた研究やマネジメント力を高める研修の機会を提供してまいります。

3の事業費につきましては、551万2,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

○恵利生涯学習課長 資料の20ページをごらんください。

改善事業「県民総ぐるみ教育推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります、目的の最後のほうに書いてありますように、本事業は、学校支援ボランティアへの県民の参加促進を図り、学校・家庭・地域や企業等が一体となって取り組む県民総ぐるみによる教育の推進を一層充実させるための事業であります。

2の事業内容であります、この教育推進のために、2つの内容に取り組めます。

(1)の地域の教育力を活性化する取り組みにつきましては、これまで取り組んでおります、学校のニーズに応じて、ボランティアの方々がお手伝い等をする学校支援地域本部事業、また、子供の安全・安心な居場所として、放課後に勉強や体験活動等を行う放課後子供教室推進事業及び地域ぐるみの学校安全体制整備に取り組んでまいります。

(2)の「県民の学びを生かす」活動を推進する取り組みにつきましては、教育支援活動の方策を検討するとともに、教育ネットワークの

構築に向けた協議や地域人材の育成を図ってまいります。

具体的には、(2)の下のように4つありますように、地域教育ネットワーク会議を開催したり、学校支援地域本部や放課後子供教室のかなめの役割を果たすコーディネーター等指導者研修会を実施いたします。

また、昨年度より実施しております、すぐれた教育支援に対する顕彰として、地域による学校支援推進に係る県教育長表彰や、教育支援をいただくアシスト企業の登録促進を図ってまいります。

3の事業費であります、5,557万4,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

次のページ、21ページをお願いいたします。

新規事業「県民の読書を支える図書館づくり事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります、県民の誰もが、いつでもどこでも図書館を活用できるよう、県民や地域の課題解決に向けた支援を強化しますとともに、県民の知の拠点として蔵書を充実させるなど、全県的な読書環境の向上を図っていくための事業であります。

2の事業内容であります、(1)の県立図書館サービスアップ事業につきましては、①にありますように、県内図書館資料の流通機能を向上させるシステムを構築するため、先進地の取り組みを調査するなどの調査研究を行ってまいります。

また、②にありますように、研修により図書館職員の資質向上を図り、県民や地域が抱える課題を解決するためのレファレンス体制を整備してまいります。

また、③にありますように、日曜・祝日の閉館時刻を現在の17時から19時に変更し、開館時間を平日・土曜日と合わせ、2時間延長することとしております。

(2)の県立図書館資料重点整備につきましては、県全体の知の拠点として蔵書を整備いたします。

具体的には、②、③にありますように、県立図書館としての役割であります調査研究や、課題解決のための専門的な資料や市町村立図書館を支援するための資料を重点的に整備してまいります。

また、④にありますように、環境学習の拠点としての必要な専門資料を、さらに充実してまいります。

3の事業費であります、4,385万2,000円を計上しております。

4の事業期間、5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

○古木スポーツ振興課長 資料の22ページをごらんください。

新規事業「みやざきから夢と感動を！世界に輝くアスリート育成支援プロジェクト」でございます。

1の事業の目的・背景でございます、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を好機と捉えまして、本大会で多くの本県出身者が活躍できますように、可能性を秘めたみやざき人を発掘し、世界に通用する選手を育成する取り組みなどにより、県民の皆様、元気・勇気・感動を届けることを目指すものであります。

2の事業の内容でございます、(1)の輝け！オリンピック事業では、将来、オリンピックなどで活躍できる有望選手を小学生から発掘・育成していくために、体験教室やオーディション

を開催するほか、選手強化のためにトップチームを招聘しての合同練習などを行います。

(2) のめざせ！パラリンピアン事業では、特別支援学校と中学校・高等学校との合同練習会の開催や、パラリンピックなどで活躍が期待できる有望選手への遠征費の支援などを行います。

(3) のはばたけ！女性アスリート事業では、本県が課題としている女子競技力の向上のために、これから新しく国体種目に加わる女子の自転車競技やウエトリフティング競技などへの強化支援や、遠征や大会に参加するママさんアスリートへの支援を行います。

(4) のオールみやざき！マルチサポート事業では、現在行われています選手へのメディカル面でのサポートに加えまして、栄養面・メンタル面などの研修会を通して、選手が活躍できる環境整備の充実に努めます。

3の事業費でございますが、2,515万6,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

続きまして、資料の23ページをごらんください。

改善事業「“1130” 県民運動ライフスポーツ推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、本県成人の半数が運動に取り組んでいない状況を踏まえまして、広く県民に対し、1130県民運動を通して、運動・スポーツの実施に関する普及・啓発活動を行い、健康長寿日本一の宮崎県づくりに寄与するものであります。

2の事業の内容でございますが、(1)の運動プログラム推進では、①推進会議の開催としまして、県民運動の全県的な推進のために、推進

担当部会や運動プログラム検討部会などを開催します。

また、②運動プログラムの展開としまして、ウオーキングシステムアプリ「SALKO (サルコー)」を開発し、市町村や企業・団体等と連携しながら、ウオーキング人口の増加を目指します。

(2)の地域健康づくり支援では、①1130ライフスポーツ機会の提供としまして、日ごろ、運動をする機会が少ない県民を対象に運動やスポーツの機会を提供してまいります。

また、②ひむか健康づくり推進員養成講座・出前講座の開催としましては、健康づくりを推進する人材を育成して、運動やスポーツに限らず、栄養や食生活の改善を組み合わせた出前講座を実施してまいります。

3の事業費でございますが、800万7,000円を計上しております。

4の事業期間と5の事業効果につきましては、ごらんとおりです。

○大西文化財課長 常任委員会資料の24ページをお開きください。

新規事業「宮崎県近代化遺産総合調査事業」についてであります。

1の事業の目的・背景であります。近代、これは幕末から第2次世界大戦期まででございますが、近代につくられました建造物につきましては、貴重な文化財と考えておりますが、老朽化や都市の再開発等に伴い、取り壊しや改築が行われているものも少なくございません。そのため、本県の近代化に貢献した産業・交通・土木等に関する建造物につきまして、歴史的沿革、建築技術・技法に関する調査を行いまして、今後の保存、活用に資するものでございます。

2の事業の内容であります。 (1) 近代化遺

産総合調査委員会（仮称）の設置につきましては、建造物や近現代史の専門家による委員会を設置いたしまして、近代化遺産に係る現状調査、評価、報告書の原案作成等を行うこととしております。

（2）の調査の概要であります。まず、第1次調査といたしまして、市町村等から御推薦をいただき、対象となる建造物のリストを作成いたします。

次に、2次調査におきまして、対象となりました建造物の概要について調査し、委員会において、さらに候補を絞り込む作業を行うこととしております。

さらに、3次調査といたしまして、2次調査で絞り込んだ候補につきまして、図面や沿革・工法などの詳細調査を行うものであります。

なお、27年度につきましては、第2次調査までを実施しまして、平成28年度におきまして3次調査を行い、報告書を作成することとしております。

3の事業費につきましては、400万円を計上しておりますが、2分の1の200万円につきましては、国の補助金を予定しております。

4の事業期間及び5の事業効果につきましては、ごらんのとおりでございます。

○重松委員長 その他の報告事項をお願いいたします。

○大西総務課長 その他の報告事項につきまして、まず、1点目、第二次宮崎県教育振興基本計画の改定についてであります。

資料の25ページをお願いいたします。

1の計画の性格であります。この計画は、教育基本法の規定に基づきまして、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画であります。県総合計画の、主に

「人づくり」に係る部門別計画として位置づけられるものであります。

2の改定の趣旨であります。

現行計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とするものであります。そこに記載されておりますような現行計画に基づく施策の成果と課題、社会情勢の変化、また、国の第2期教育振興基本計画の策定や県総合計画の改定など、現行計画策定後の状況変化を踏まえ、改定を行うものであります。

3の改定の考え方ではありますが、26ページをごらんください。改定に当たりましては、計画のスローガンや目指す県民像については、これを継続し、施策の目標や施策の内容を中心に見直しを行うものであります。

25ページにお戻りいただきまして、最後に、4の改定の経緯及び今後のスケジュールであります。これまで、さまざまな意見交換の場を通しまして御意見をいただきながら改定作業を進めてきたところであります。

今後、6月の定例県議会の常任委員会におきまして、素案の御報告をさせていただいた上で、その後、パブリックコメントを実施いたしまして、9月の定例県議会におきまして改定案を提案させていただきたいというふうに考えております。

○川越学校政策課長 報告事項2点目でございます。「宮崎県立高等学校教育整備計画 中期実施計画」についてでございます。

中期実施計画の冊子につきましては、別冊資料1となっておりますので、御参照してください。

それでは、資料の27ページをごらんください。

まず、1の経緯についてであります。ことの2月の教育委員会と3月の文教警察企業常

任委員会におきまして、パブリックコメントに係る前の素案の検討をしていただきました。

その後、3月11日から4月10日まで、パブリックコメントの実施により県民の皆様からの御意見をいただき、先日5月21日の教育委員会において合意を得て、本日、常任委員会にて本計画の報告を行う運びとしております。

続きまして、2は、ことしの3月4日に開催されました常任委員会において、中期実施計画(素案)を説明した際に、議員の皆様からいただいた意見をまとめたものでございます。こちらについては、ごらんおきください。

続いて、3の本計画に対するパブリックコメントの結果及び対応についてであります。

パブリックコメントにつきましては、9名の方々から12件の御意見をいただきました。別冊資料2を用意しておりますので、そちらのほうをごらんください。

いただいた御意見の要旨の内容を簡潔に紹介したいと思います。

別冊資料2のパブリックコメントに対する対応についてという冊子でございますが、1ページの1番から2ページの5番までがキャリア教育の推進や新たな学科の設置など、本県教育の質の向上を図るための手だてに関する御意見でございます。

2ページの6番と7番が「生徒たちの教育環境の整備をさらに推進していくべきである」といった御意見、そして、3ページの8番が「大幅な定員未充足の高校は閉校すべきである」という御意見、それに対しまして、9番が「小規模の学校でも統廃合すべきではない」といった御意見でございました。

県教育委員会の考え方を、一番右側の県の考え方に記述させていただいております。

最後に、4の、いただいた御意見を検討した結果についてでございます。先ほどの資料の27ページの4をごらんください。具体的に修正を求める御意見はございませんでした。今後の取り組みに反映されるよう配慮してほしいとの御意見であったことから、修正が必要な箇所はないと判断したところです。これら、いただいた御意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、3点目のスーパーグローバルハイスクールの指定につきましての御報告をいたします。

今年度指定校に、宮崎大宮高等学校が選ばれました。全国190校の応募の中から56校が指定を受けており、本県からは、昨年度の五ヶ瀬中等教育学校に続いて、2校目となっております。

九州では11校が指定を受けており、うち8校が県立高校で、内訳は、本県と福岡県からそれぞれ2校、ほか4県から各1校となっております。

S G H、スーパーグローバルハイスクール事業の目的と事業概要は、資料の2にあるとおりでございますが、将来のグローバルリーダーを育成するために、質の高い教育カリキュラムの開発・実践、その体制整備を進めることとしております。

宮崎大宮高等学校の取り組みの内容につきましては、資料の3にありますように、目的は、「郷土に対する誇りと柔軟な国際感覚あふれるグローバルリーダーを育成する」ことで、県内の専門機関や宮崎大学が連携を深めているベトナム、また、タイ等の大学と連携し、講義を受講したり、フィールドワークを行ったりして課題研究に取り組む中で、グローバルリーダーとしての資質・能力の育成を図る教育プログラム

の開発をしていくものであります。

課題研究のテーマにつきましては、農業産出額が全国トップクラスである本県の未来創造を見据え、食と健康としております。

本年度の事業費といたしましては約1,600万円で、事業期間につきましては、本年度から平成31年までの5年間となっております。

○重松委員長 執行部の説明が終わりましたが、ここで休憩をとり、質疑は13時より再開したいと思えます。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時59分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆さんより質疑をお受けいたします。御質問がありましたらお願いいたします。

○中野委員 私は、去年、監査委員をしまして、教育委員会へ行ったんですよ。教育委員会へ行ったら教育委員会のこういう基本方針みたいなのが出とったんです。ただ、今、教育委員会、3ページ、ここに出てましたよね。これと違ったやつだったと思うんです。この基本方針が教育委員会それぞれ、たしか違うはずですよ。じゃあ県の基本方針、どこがこんなのを周知するのとか、いろいろ考えたんですけど、何かよう意味がわからんとです。教育委員会が出して、その下の下部組織が別なやつをまたつくる。市町村はいいです。ちょっとそこ辺のところ、何のためにこれをつくるのかなとかいう気がして、ちょっと基本的な部分。

○大西総務課長 宮崎県教育基本方針につきましては、実はかなり古くから、県の教育委員会の基本方針として打ち出してるもので、これまでに幾度か変遷があっているようです。節目節

目で少し文言が変わったり、打ち出し方が変わったりしております。現在の基本方針については、年数は忘れましたが、もうかなり長い期間、このフレーズで掲げてきております。市町村のそれぞれのお考えというのは、またあるとは思いますが、すけれども。

○中野委員 私の勘違いかな。県の教育事務所に、こういうのがそこそこあるの。多分これと違ったと思うんです。ちょっとそこを聞いてるわけ。

○永山学校支援監 私は昨年度まで教育事務所におりまして、まさしく委員のおっしゃるとおり、まず、教育の基本方針、これはしっかりと踏まえて考えております。そして、第二次宮崎教育振興基本計画等、そういうものを踏まえた中で、各事務所ごとにそれぞれの課題というのがあるので、そういうところを集約して、本年度、事務所においては、こういう課題を取り組んでいこうということで、県の教育基本方針であり、振興計画というものを、より充実するという観点からのスローガンのものを掲げているものではないかなと考えているところです。

○中野委員 これは、やっぱり一貫性がない。3つの教育事務所もみんな別々、それぞれが競争してるという話なんです。市町村が変わるのはわかるよ。これは、ぜひ統一見解じゃないけど、これはおかしいよ。一番もとのここに来るのが、下部組織に行ったら面々が勝手なこと言ってる話じゃね。まず、そこをしっかりと、まだ1年間ありますから、ちゃんと答え出してください。

○緒嶋委員 我々も、改選して初めての委員会なんです。そういうときに、残念ながら教育長が最初にお断りを言わないといかんというようなことは、これは本当に教育委員会全体として

は大変なことだという認識は持つておられると思うんですけども。ここにおられる皆さん方はそういう認識だけど、やはり現場におられる先生方にどういう形で徹底するかと。これ、宮崎県人権教育基本方針でも、全ての人間は、やはり自分の人権もあるけど、相手の人権もある。今度の場合は、先生が相手の人権を傷つけたわけです。人権というか人格を。そういうことから考えると、先生たちが人権教育基本方針を徹底的に認識しなければ、いかに美辞麗句みたいなものを並べたって、これは意味がないわけで、これは学校教育においても、「人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努める」と書いてある。教える人のほうがそういうことを自覚して教えなきゃ、子供たちにこういうことを指導しますという前に自分の自己研さんを積まなければ、これはもうどんなに、今言われたようなことを言っても説得力もないし、本当の教育方針かということにもなるわけです。先生は人格も、全ての意味で尊敬すべき人だと県民は思ってるわけです。その中で、あのようなことが起きると。パーセントで言えば、それは0.0何%かもしれないけれど、そういう職責と責任を考えた場合には、もう絶対にやってはいけないこと。また、今度はアルコールが入ったので失敗したとかいうことであれば、対策等を含めて、それなら、アルコールはそういうときは飲んだらいかんのじゃないかとか、具体的な改善策というか対策を立てて、本当に信頼を受けるような行動を起こさなければ、反省したことにもならないし、解決することにもならないと思うんですけど、このあたりをどういうふうに見ておられるか。これはもう全体の中で教育長しか答えられんと思いますので、教育長、どう考えておられるか。このことが一番基本だと思

いますので。

○飛田教育長 御指摘のとおりでありまして、教師というのはテクニックで勝負をするとか、あるいは知識で勝負をすということじゃなくて、全人格で子供たちと対峙すべきだと思います。いろんな手だてをやりながら、それを徹底させるすべを粘り強くやってきたんですが、おっしゃったとおり届いてない職員がおるとということ、非常に残念で残念でなりません。

実は、この前後に、横領の分については、県立学校は校長、教頭、両方の会に私は行きまして、実際に具体的なことを指導しながら、ペーパーにも起こして、こういうことをこういう気持ちでやってくれというのは、かなり激しく届くように指導をいたしました。そして、市町村についても、直接学校を訪問してるのは教育事務所ですから、教育事務所に面会を、担当課にさせておりますし、市町村教育委員会が、やっぱりその間できちっと対応いただくことが大切だと思っておりますので、市町村教育委員会ともコンプライアンス推進協議会等でいろんな取り組みを一緒にしてしますので、また、きちっと連携をとりながら一層やっていきたいと。

いろんなことを守るべき存在である教師が、そういうような子供たちの心に傷を負わせるっていうのは、もう残念で残念でならない気持ちです。今後も徹底して粘り強くやりたいと思います。

○緒嶋委員 教育長の思いは、いつも我々は理解しておるんですけど、やっぱり末端というか、そういう現場の先生たちまで、そういう教育長の思いが、市町村の教育委員会を含めて、そのままストレートに伝わるかというのが一番重要であります。これは、日々そういう自覚と責任を持ってやはり対応していかと、なかなか…

…。これはもう人間の弱さが一面に出るわけですので、本当に完璧な人間というのは、ある意味では、神様じゃないのでないわけです。しかし、やっちゃいかんということはやっちゃいかんわけだから、そういうことを含めて、人を教えるということは、自分が学ぶということでもあるわけですので、ここでいろいろ私が言っても本当に恐縮なわけですが、私自身がいろいろと欠点もあるわけだから言うのは本当に申しわけないと思います。けれども、皆さん方が全身全霊を傾けて、人を育てる、子供を育てるということは、自分も育たなければ子供も育たないわけですので、そういう意味で、ぜひ頑張っていたきたいというよりほかにはないので、努力していただきたいということを強く要望しておきます。

○井本委員 さっきの県教育基本方針がこんなにばらばらだったと私も知らなかったんだけど。これ、大きな目標というか、大きなコンセプトがあり、その下に、またいろんな小さな戦略、戦術があるんでしょうから。やっぱり一番最初のものを受けてというような形にはしないとかんだらうと思うんです。

ここの「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」と書いてありますが、考え方はやっぱり知・情・意という感じで考えておるんでしょうか。情が豊かな心、知・情・意、そんな感じでこれはつくられとるんでしょうか。知・徳・体でもいいですけど。

○大西総務課長 おっしゃったとおり、知・徳・体、これを体現するものということでもあります。

○井本委員 民間校長の藤原さんが、いろいろ言っとるんです。あの人の目標は、独立と貢献だと言ってます。独立と貢献。独立の中に知徳

体が入っとるんでしょうけど、この場合、それ以上に今度は人のためにやるという、その世界が、私はこれにはちょっと出とらんのかなとか、ちょっと心配です。いろんなことを学んだら、やっぱり世のため人のために生きていくという、そういう貢献をしようというものがちょっとあってもいいんじゃないのかなという気がしております。今後、変えるべきかどうかわからんけど、その下の目標で何かそんなのをつくるのもいいかもしれんなと。そのくらいで、それはいいです。

それで、日本一図書館づくりです。これで日本一の読書県ということですが、日本一の読書県というのはどのくらい、何か基準が考えてあるんですか。

○恵利生涯学習課長 日本一読書県の考え方でございますけれども、子供から大人までが、県民みんなが読書に親しむ読書県を本県で目指すということで、スローガンの扱いということで。特定の数値をもとにしたランキング、こういうものを指すものではないということで考えております。

○井本委員 武雄ですか。ああいうものをつくらうというつもりはないの。

○恵利生涯学習課長 公共図書館の役割、県立図書館としましては、全県下に専門書的なものを幅広く置いて県民にサービスをするということが目的であります。ですので、今回、蔵書数もふやすということでその物流についても検討するということも含まれておりますので、現在の県立図書館のサービスを向上するという考えで貫いていきたいと思っております。

○井本委員 今、専門性とか何とか言うたような気がしたんだけど、専門にすればどうしたって狭くなるよね。

○**恵利生涯学習課長** 県立図書館の特徴としまして、これまでが市町村立図書館と役割を少し分担したことで県立図書館としては取り組んでおります。基本書だとか専門書だとか学術書だとか参考図書を重点的に収集するというのが県立図書館の役割でありまして、市町村の図書館は、そのほかの幅広い図書を蔵書するという役割で、少し役割分担をしているというのが実情であります。

○**井本委員** 県民の読書を支える図書館づくりというのは、大きなコンセプトとしてあるわけでしょう。だから、できるだけ多くの人に本を読ませようというのは最初にあるんでしょう。それで、県の役割は専門的なのというか、教科書的なものを重視しましょうと。どうしてその辺がつながるのか、ちょっとよくわからんのやけど。

○**恵利生涯学習課長** 少し言い換えをさせていただきます。専門書だけではなくということで、専門書と、そして、そのほかの図書も蔵書を広く備えるということで考えております。

それともう一つ、県立図書館の蔵書を今後、この事業において、市町村図書館にスムーズに物流が行われるように、または市町村図書館同士でその物流が行われるように、この事業で調査研究をしてまいりたいと。委員が申し上げられたように、より一層、県または市町村の物流が交互に行われるように検討していきたいと思っております。

○**緒嶋委員** この育英資金の返還、毎年、どのくらいの人に育英資金を貸し付けておるわけですか。

○**田方財務福利課長** 26年度で申しますと3,940名で、*約12億7,000万円ぐらいを貸し付けております。毎年4,000名前後ということです。

○**緒嶋委員** これは、借りたものは返さないといかんのは当たり前のことなんですけど、これだけ4億、また2,700人の人が滞納しておると。この育英資金というのは、育英貸付資金という、貸し付けてあるという自覚を持たせないといかんのじゃないかと思うんです。育英資金というネーミングは、何となく自分がもらったような感じになる。育英貸付資金という名前に変えると、ああ、貸し付けていただいているのかという自覚が出てくるんじゃないかと思うんじゃないけど。ネーミングとして、もらった人は育英資金というから、何となく自分がいただいたような気持ちになるんじゃないかと。育英貸付資金という名前のほうがいいじゃないですか。貸し付けられておるんだという自覚を持たせんことには返さんわけですから。

○**田方財務福利課長** 今、委員からありましたように、確かに貸し付けという意識が薄いということは非常にございます。これは、高校生とか大学生とか貸していくわけですけども、その高校生、大学生は、借りるときには親が借りたりするわけです。自分本人が借りてるという意識がないんですけども、返すときにはその本人が返すことになります。だから、その意識づけっていうのが非常に大事だと考えております。その意識を植えつけるために、奨学金を貸すときの説明会とか、そういうときには必ず返さなければならない、そういう指示をしてるわけです。けれども、今ありましたように、この宮崎県育英資金という言い方が、確かに貸し付けというのは入っていないんですけども、そういうPRをしながら、きちんと指示をしながら、返していただくお金だということをきちんと説明はして、今、貸し付けを行ってるという

※35ページに発言訂正あり

ところでございます。

○緒嶋委員 これが、毎年、滞納が減額すればいいんですけど、今は、その4億円というのは大分減ったわけですか。

○田方財務福利課長 貸付金の未返還金というのは毎年度ふえております。25年度から26年度に移りますときには350名ふえまして、約6,000万円ふえております。先ほど御説明しましたけれども、34年度、35年度になりますと返還者というのが2万人ぐらいになるわけですが、今が返還者が1万800人ぐらいです。これがふえていくに従って、やはり未返還金っていうのがどんどんふえていっているという状況でございます。

○緒嶋委員 具体的に減らす努力というのは、何か専門知識を持った人とかと言われてるけど、具体的に成果が上がってないからふえるということになるんじゃないですか。

○田方財務福利課長 法的な措置というのをやろうと思ってるのは、これは平成25年度から単独で、年に100人前後の法的措置をやってきてるわけですが、26年度も88名ぐらい法的措置っていうのをやりました。今回は、この2,700人の中でも約700人、2年間以上返還してなくて職につけてる者について、法的措置をやりたいと考えております。私たちが分析してる中では、この4億円の中でも、過年度といいますけれども、現年で返す人たちと、前から返してない人たちの割合からいうと、やはり過年度の方々が返してない率が高い、あと、額も高いわけですので、そこにメスを入れようということで法的措置を実施させていただこうということで考えているところです。

○緒嶋委員 これは当然、連帯責任の保証人というものはおるわけでしょう。

○田方財務福利課長 連帯保証人は、第一連帯保証人、第二連帯保証人というのがございますので、第一連帯保証人は大体親の方がなられて、第二連帯保証人は生計を別にされてる方になるということになりますので、お二人、本人、それからお二人の連帯保証人ということになります。

○緒嶋委員 そうすると滞納しておるのは、本人が払うのが多いのか、連帯保証人が払うのが多いのか、どういう方ですか。

○田方財務福利課長 滞納してる分というのは、結局、私たちは、まず本人に請求をするわけですが、本人が返さないという場合には、第一連帯保証人、第二連帯保証人に参ります。第一連帯保証人、親の方々が返されてる分もあるんですが、実質的にはもうほとんど両方とも返してないという状況で、滞納になってるということになります。

○緒嶋委員 これ、最終的には滞納をずっと続けた場合にはどうなるわけですか。

○田方財務福利課長 県の例で言いますと、滞納を続けられても、結局、この資金を返さないということになりますと、奨学金としては貸すお金がなくなるということになりますから、必ず返していただく、これは絶対に返していただくということでやりますし、それと、今さっき申し上げましたように法的措置というのをやるということになりますと裁判所への申し立てをします。裁判所で判決をいただきます。全額返しなさい。そのときには強制執行もできることになりますので、例えば給料の差し押さえ、そういうこともやりながら必ず返していただくという方向で今、進めているところであります。

○緒嶋委員 それをぜひやらんと、毎年ふえるということは、その成果が上がってないという

ことにもなるわけです。そうすると、最終的にはこの資金が枯渇するような形も、それは一般会計から増資すればいいような形にはなろうと思うけれど、それはおかしいことだから、やはりできるだけ滞納を減らす。今、言われた努力を積み重ねないと、それは毎年ふえるというのは、これは努力しておるといふふうには見られんわけですから、我々委員が2年間、ここにおるかもわかりませんので、おかげで減りましたと、課長が声高らかに言うように努力してほしいということを強く要望しておきます。

○中野委員 それと、この中には、もう音信不通とか、もう返済不能とか、それはどうなってるんですか。そこはもうちょっとはっきり分けないと、裁判所に行っても全く手続がとれないし。

○田方財務福利課長 先ほど未納者のことを2,700人と申し上げましたが、その2,700人を分析してみたんですけれども、この2,700人中で700人ぐらいは利息だけの人たち、それから連絡をしたり債権管理者が催告に行った関係で、一部返してくれ出した人たちが700人ぐらいいるわけです。その中で、この2,700人を一応見てみますと、例えば仕事について、正職員っていうのが約22.5%で479名いるんです。それから、非正規で働いてる人が742人、それから経済的困窮、例えば自己破産をしたとか病気だとかいう人が206名おまして、先ほど委員がおっしゃいましたように接触できないとかそういう方々が667名おまして、これで全部が2,094人、あとの残りは一応連絡とかがついてるということですので、そういう状況で把握をしたところです。

○中野委員 そういう分析をされてるわけで、新規事業でやる分はここの部分ですよという、そういう資料を、次にまた、ぜひつくってくだ

さい。要望でいいです。

○図師委員 県立高等学校の教育整備計画の中期実施計画についてお伺いしたいんですけれども、そもそものところでまずお伺いしたいのは、統廃合の対象となる1学年4学級以下で、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予想される場合とありますけれども、この基準は、県がつくった基準なのか、それとも国が大まかな大綱か何かで示してるのか、このあたり、いかがですか。

○川越学校政策課長 宮崎県の教育整備計画の基準につきましては、本県の基準としてつくられていると考えております。

○図師委員 このパブリックコメントにも出ておりますように、地域から学校、高校がなくなるということに対して、地域の活力が失われるという危機感を抱いてるところがたくさんあるんですけれども、この基準自体をもう少し見直していくというようなお考えはないですか。

○川越学校政策課長 適正規模、4学級から8学級ということで、さらに1学級減が続いた場合には統廃合等を検討するということの中身には、そういう状況になれば、すぐに統廃合を行うということではないということを含んでおります。当然、地域、それから保護者、産業界、さまざまな御意見も伺いながら、生徒にとって、そこにいる子供たちにとって一番いい方法、または手段としてどうあるべきかを考えながら統廃合等のことを検討するということを含めておりますので、明確に線引きをするというような規定をつくっていないというのはそういう理由でございます。

○図師委員 その基準に沿って即座に判断されるわけではなくて、地域性も考慮してということなんですが、ぜひ、これから各地域で保護者

なり学校関係者とのミーティングをされていくのももう存じておまして、その内容をまたしっかり捉まえて判断基準をつくっていったいただければと思います。

特に、児湯地域は、やはり高校を残してほしいという声がありますし、また、西都におきましても西都商と妻高校がというところもありまして、特に西都商の保護者の方からは、商業系の高校がもし統廃合されるような場合には、できれば妻高校に、そのコースを1つ残してほしいと。懸念されてるのは、商業系の高校が統廃合される時には商業系とくつつくんではないかということで、西都から、近くでいうと佐土原とかまで通わざるを得なくなるっていうことは避けてほしいとか、そういう要望も、もう既に私のほうには届いておりますので、そういうような地域性もぜひ考慮していただきたいと。

それからもう一つ。逆に、その上にあります1学年9学級以上の高校については、他の高校との調和を図りながら調整をしていくというような内容も——資料は、この整備計画の10ページです——つまり、生徒数が多いところの高校は、逆にクラスを減らしていくというような内容にも受け取られるんですが、このあたりの理解はどうしたらよいのか。

○川越学校政策課長 1学年9学級以上の大規模校といいますと、宮崎市内の学校というふうに考えていただければいいかと思うんですが、宮崎地区の1学年9学級以上の大規模校は、いずれも高等学校の希望が非常に多い。募集定員等も、生徒、保護者のニーズ等を勘案しているところで、9学級以上というのを今のところ認めてるところでございますが、今後10年間で宮崎地区においても約500名程度、中学校の卒業生が減少する傾向があります。そのことを考えま

すと、県立高校においても10学級以上の削減をせざるを得ない状況には予想されると思っておりますので、資料の19ページをごらんください。上のほうが中学校卒業推計ですが、下のほうが宮崎地区でございます。ごらんとおり、平成33年が一番、どこの地区もそうですけれども、非常に生徒数が減少すると。そこ辺を見ながら適正規模の4から8というものに近づけるかどうかということも含めて検討してまいりたいなと思います。

○図師委員 私は、自然減を待つのではなくて、より何か積極的な策があるのかなと思って聞きしたんですが。ただ、宮崎市内の大規模校に入学する希望者というのは、今後もやはりふえていくんだろうなと思いますし、もう御存じのとおり、普通科の校区の撤廃以降、やはり遠方からでもかなり宮崎市のほうに流入しておる現状もありますので、より郡部の普通科校の学力向上に力を入れていただきたいというのがあります。

それに関連してですが、今度は、こちらの委員会資料の28ページのSGHの取り組みなんですが、これを郡部の高校に指定していくというようなことは、今後考えられないもんなんじゃないか。

○川越学校政策課長 それぞれの学校が、その趣旨に合った取り組みをぜひしたいということを含めると、当然、郡部の学校が名乗り出れば、それをサポートするということはやぶさかではございません。特に、SGHに関しましては、課題研究を海外の機関と連携するということが条件になっていますので、そのあたりをしっかりと捉えている学校があるのであれば、それについて、もし来年度、SGHが新たに申請をすることができるような状況になったときには、

ほかの学校も視野に入れて考えていくことはやぶさかではございません。

○図師委員 つまり、学校側のやる気、それはもう学校だけじゃなくて保護者とか地域の取り組みも含めてということなんでしょうけれども。ぜひ、そういうところを地域に持っていけるような促しとといいますか、取り組みを、もう今からでも、来年度、再来年度に向けて仕掛けをしていただきたいと思いますので。

○田方財務福利課長 訂正をさせていただきたいと思います。私、先ほど26年度の貸出金額を12億7,400万円と申しましたが、12億5,000万円の間違いでしたので訂正をさせていただきます。

○井本委員 ちなみに、先進国では、貸すというんじゃないかとあげるといふ、そういうのがほとんどだっという話を聞くんだけど、日本の場合は、こういう返せっていうのが中心なんですか。

○田方財務福利課長 宮崎県育英資金もそうですけれども、日本学生支援機構がやっておりますのも、利子がついて利子をもらいながら貸し付けるものと無利子のものとあるわけですがけれども、同じく貸し付けになっておりまして給付型にはなっておりません。宮崎県育英資金は、利息はつきませんけれども、やはり貸し付けという形で、もう日本全国全てが、今そういう形になっているところであります。

○井本委員 先進国としては、日本の場合はOECDの中でも教育に使ってる予算が本当に少ないわけです。だから、この辺は、もう将来的にはあげるよというような形にあってこそ、私は本当の先進国じゃないのかなという気がするんです。だから、宮崎も今、人材ということを生懸命言いよるわけだから。いつまでたっても後進国のあれを抜けんというか、そんな気

がしてしようがないんだけど、将来的にはどうなんだろう。そんなことを考えてるんだろうか。

○田方財務福利課長 一応、国のほうでも育英資金関係につきましては、例えば、今度、地方創生とかそういう形の中では、企業と連携をしながら奨学金制度みたいなものを構築しまして、その中で、大学に入る前にこの人を県に呼び戻したいとかそういうことを考えたときには、大学に入るときにお金を育英資金として貸し出して、将来的にそれを返さなくてもいい、ある一定の条件がありまして、こちらで勤めるとか、そういうことを考えながら、国のほうも今いろんな形を考えていかれてるところではありますけれども、まだまだ数的には追いついていかないんじゃないかなということは思っております。動きとしては給付型というのを目指しながらということはあると思いますけれども、まだ具体的にはそういう話にはなっていないというところでございます。

○井本委員 やる気、元気！自ら学び続けようというところなんだけど、やる気、元気で、結局、狙いは、やりがいがあつて、また充実感を持って学び続ける教職員の育成を目指すということですよね。この場合、やる気、いろんなものを勉強して勉強して、それからやりがい、充実感をもたらそうということなんでしょうけど。もちろんそれはそれでいいんだけど、充実感とか、もちろんやりがいもなんだろうけど、自分一人だけでそういうやりがいを持つ、あるいは充実感を持つというのは、それもできるんだけど、どうも聞くところによると同僚と疎遠というか、普通の職場だと同僚と一緒にいろんなことをやりながら、そこに充実感なりが生まれる。普通はそうだと思うんです。みんなと仲

よくしたり助け合ったりしてこそ、充実感というものが生まれると思うんです。その辺のアプローチということは、また別のところでやるんでしょか。

○西田教職員課長 今、言われた教職員の同僚性というのは非常に大きな課題で、そこを解決していくことは大切だと思ってます。その中で、資料の19ページの4番なんですけれども、校内の学びを支援するOJTの充実と。OJTということで、職場内訓練と言いますけれども、教師同士の学び合いをここで活性化させたいと。そのためのモデル事業として、今、実践をして、昨年度末に発表会等もしております。本年度もやりますので、この辺を中心にしながら教師相互の学び合い、ひいては同僚性を活性化させていくというふうにやっていきたいと思っております。

○日高副委員長 私も、そのやる気、元気！自ら学び続けるということなんです。実質、学校の現場に行くと、よく見る光景が仕事に追われてる職員が多くて、7時に帰ってる職員さんはほぼいないというのが、現実的にあるのをわかりなのかなということをちょっとお聞きしたいんですが、どうでしょう。

○西田教職員課長 今、御指摘あった教師が忙しいという部分で、昨年度2月に職場のそういうアンケートをとっております。今、分析をしておるところですが、そこ辺をしっかりと捉えて、学校のどこに課題があるのか、そこをはっきりしながら、本年度からその対策、今までもやっておりますけれども、さらに充実した、重点を絞った対策をとっていきたくて考えております。

○日高副委員長 人事評価みたいなものが、あるのかなと思うんですが、その辺の評価基準というのが、またこれ難しいと思うんです。本当

に心から生徒に触れてる教師と、実際はそうじゃないのにちゃんとした、いわゆる資料関係はきちっと出しますよっていうのは、分かれる部分があると思うんです。どちらかという、やはり心から子供に接してる教師というものの評価が足りないような気がしてなりません。これは、もちろん市町村教育委員会、また、学校長の資質にもよる、資質って失礼ですが、考え方もあると思いますが、その辺も、もうちょっと、うまく評価できないものかなとずっと考えてたんですけど、その辺はどう捉えていますか。

○西田教職員課長 今おっしゃったように、教師が子供と真剣に向き合う、そのことは非常に大切だと考えてます。今、評価制度を2つやっております。一つは、職務行動評価ということで、例えば生徒指導であれば、できるだけ子供と接していますかと、そういうような個人の頑張り度合いのものと、あとは役割達成度といまして、組織の目標に対してどれだけ貢献するかという2つの視点からの評価制度を行っております。そこで、委員の言われるように、子供と一生懸命つき合う先生がよく評価されるように、我々としては努力していきたいと。

○日高副委員長 なるべく学校長ですね、例えば自治体の教育長が多分学校長を集めてやって、教職員のことをやる。その辺のいわゆる強化とか発表をもっと具体的にやっていけば、いろんな課題も出てくると思うし、課題解決にもなると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、最後。ちょっと気になった点があるんです。みやぎきから夢と感動を！世界に輝くアスリート育成、これについてですが、事業内容で、オリンピックなどで活躍できる有望選手を小学生から発掘、育成していくということ

なのですが、「この小学生、将来オリンピックで活躍できるな」というのを見るのって、誰がこれを見られるのかなと思って。その辺ちょっとお聞きしたいんです。

○古木スポーツ振興課長 このタレント発掘につきましては、東京オリンピック・パラリンピック開催ということもありますが、2巡目の国体等も踏まえて、そういうジュニアの時期から、そういったタレントを発掘しようという事業でございまして、発掘に当たっては、まずオーディションの実施をしたいと思っております。例えば、今、学校のほうでは体力運動能力調査を行っていますけれども、その項目であります、例えば握力とか上体起こしとか30メートル走とか垂直跳びとか、そういったものについて——測定種目については、まだ決定しておりませんが——そういったもののオーディションを行って、今、オリンピック選手になっているような選手はどういった能力が非常に高いかというのは科学的にも分析されておまして、そういう子供さんがどういった種目に向いているのかというようなことも今、研究されてますので、国の機関等とも連携をしながら、そういったいい結果を出している子供さんについては、こういった競技に向いてるんじゃないかというようなことで、また紹介をしながら、これはあくまでも本人と保護者が、その種目に行こうという気持ちがなければどうにもなりませんので、そういった意味で、ここにあります体験教室で、向いてるんじゃないかなというような種目等もいろいろ経験をさせながら、そういった中で選択をさせて、将来的には競技団体とか、そういう指導者の方に預けていくような形ということで育成していきたいと考えております。

○日高副委員長 例えばオーディションとか体

力の測定を学校でしますよね。子供ってというのは伸び代があるんです。どこで伸びるかかわからない。例えば中学ぐらいで伸びる子と、高校卒業して伸びる子もいるし、小学校のときに早く成長して、すごく体力がある子もいる。これは一概に、1足す1が2のようなものじゃ、多分、厳しいかなって。それこそ、それなりの目を持っている方がいらっしゃるでしょうし、地域にはスポーツ少年団等もございまして、そこでやられてるといふ方もいると。種目が多岐にわたるもんですから、例えば、あなたはすぐれてるからこの競技をなさっていうのは、私は教育庁としてなかなか大変だと思うんです。その辺はどうでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 今、委員のおっしゃるとおりでございまして、子供がどこで伸びるかという部分もございまして、このオーディションについては、小学校から中学校、高校生までも対象にしております。ただ、体験、育成するに当たってのプログラムとしましては、やはり小学校の間はたくさん経験させるような形で、できるだけいろいろな種目を選択させる。中学校ぐらいになりますと、ある程度種目を選択させていくような形にしまして、高校生になりますと、ほとんどここで、発掘プログラムで乗ってきた生徒というのは、そこから、一から始めるというのはなかなかですので。今、よく話題になってますのは種目転向型といいまして、ある種目をやってるんですけど、非常にそういう能力は高いんですけど、ほかの種目に転向して一流になると。今、大分県あたりでも、昨年、このプロジェクトで柔道をやった女性が、高校生だったと思いますが、ボートに転向して、もう今は日本代表になってるといふような例もございまして、高校生ぐらいになるとそういう

種目転向ということも視野に入れながら、一律的にはなかなかうまくいかない部分もあると思うんですけども、そのあたり、また立ち上げて育成する中で、いろいろな関係者の御意見もお伺いしながら、本県に独特なというか、そういうシステムをつくり上げていきたいなというふうに思いますが、また、いろいろ御意見をいただけますとありがたいと思っております。

○日高副委員長 提案なんですけれども、多分、子供は、高校までは指導者で変わるんです。指導力があるかどうかで変わるし、また、見抜く力も専門家があります。ですから、教育委員会としては、そういった競技の指導者との連携を深めていきながら、こういった子がいる、ああいったほうがいいという中で、そういう人たちの意見を聞きながら、オーディションという言い方は、スポーツ界では余りしないんですけど、例えば強化をしていくとか、そういったことをしていけばいいかなと。まず、県内に限らず、県外の指導者も呼びながら、体育大学等との連携もありますし、そういったこともしていけるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○井本委員 前の議会で、私がカーンアカデミーの話をしたんですが、ずっと見とると、タブレットを使った教育が全国的にずっと広がるとという話ですが、我が宮崎もその広がりはあるんでしょうか。

○川越学校政策課長 昨年度、委員のほうからのカーンアカデミーの非常に斬新な取り組みの御意見をいただきまして、教育委員会としても、さまざまな方角から、それがどの程度可能なのかどうかということ、また、現在、県教育研修センターのほうで行われてる内容を踏まえながら、どう活用できるのかということも含めまし

て検討、また研究をしている状況でございます。

ICT関係につきましては、高校につきましてはタブレットが非常に普及をしていっている状況があります。問題は、そのICTの中のタブレットを、例えばグループ学習であるとか協議をしながらやるとか、コミュニケーションの能力を育成するためのものとして使えるという部分での、どういうふうにして活用するのかという部分については、やはり今から研究していかなきゃならないというところがありますので、先ほどの委員がおっしゃったカーンアカデミーのことも含めまして、鋭意研究をしていこうと考えているところです。

○井本委員 小学校とか中学校で実際に使っているとところもう既にあるんじゃないの。宮崎はないの。

○永山学校支援監 実際にタブレット等を使って、例えば、私が行った北部の地区におきましては少人数なんですけれども、少人数の中で、うまくそういうタブレット等の端末を使って授業をよりよくしていこうというところで活用を研究しているところもあります。

○川越学校政策課長 ちょっと勘違いしまして、カーンアカデミーのことかと思いましたがあれでしたが。高校につきましてもICT、それからタブレットにつきましては、全てではありませんけれども、かなりの学校がタブレットを活用して今、授業等で取り入れているところがあります。

○重松委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終わります。執行部の皆様には御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時54分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の重松でございます。一言、御挨拶を申し上げます。

どうか、この1年間、企業局の皆様方と県内の保有する企業局の有効活用をしっかりと図りながら、また、いろんな意見を交換してまいりたいと思いますので、どうぞ、1年間、よろしくお願いをいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が日向市選出の日高副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

延岡市選出の井本委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

向かって右側ですが、延岡市選出の田口委員でございます。

児湯郡選出の図師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の八幡主事でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは、局長の御挨拶並びに幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○四本企業局長 企業局長の四本でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

私ども企業局は、地方公営企業ということで、電気事業を中心に、工業用水道事業、それから

地域振興事業の3つの事業を経営しております。これまでのところ、おかげさまで3事業とも順調に推移しております。

しかしながら、現在、国の電力システム改革が進められているところでありまして、企業局を取り巻く環境も大きく変化をしつつあるところであります。したがって、企業局としても、これに的確に対応していく必要があるわけでありまして。

私ども企業局の目的は、本県の産業経済の振興と住民の福祉の増進でありますので、この目的の達成のために職員一丸となりまして、これからも頑張っていける所存であります。

委員の皆様方には、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず初めに、局本庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。幹部職員の名簿を載せております。順に御挨拶させていただきます。

総括副局長の梅原裕二でございます。

技術副局長の満留康裕でございます。

総務課長の沼口晴彦でございます。

経営企画監の森本誠二でございます。

工務課長の新穂伸一でございます。

開発企画監の上石浩でございます。

電気課長の喜田勝彦でございます。

施設管理課長の平松信一でございます。

総合制御課長の新見剛介でございます。

続きまして、副参事兼総務課課長補佐の橋本文人でございます。

工務課課長補佐の廣前秀一郎でございます。

電気課課長補佐の新穂浩一でございます。

同じく、電気課課長補佐の伊達明紀ござい

ます。

施設管理課課長補佐の山下正次でございます。

同じく、施設管理課課長補佐の日高誠でございます。

総合制御課課長補佐の田原充生でございます。

最後に、議会担当であります。総務課主幹の市成典文でございます。

同じく、主査の福留尚仁でございます。

それでは、委員会資料に基づきまして、所管事業の概要等を説明させていただきます。

○重松委員長 ここで委員の皆さんにお諮りしたいんですが、本日の日程は2時までとなっておりますけれども、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように行います。

それでは、引き続きお願いいたします。

○四本企業局長 それでは、委員会資料に基づきまして、所管事業の概要等を説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

平成27年度の組織及び職員数であります。

電力システム改革や発電所の大規模改良工事など、直面する課題に対し、効率的・効果的な業務執行を行うため、技術部門を統括する副局長を新たに設置し、事務を統括する副局長とあわせて副局長を2名体制とするなど、ごらんとおり、本庁5課1出先機関としており、職員数は私を含めて116名となっております。

それぞれの主な事務分掌につきましては、3ページに記載のとおりであります。説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

続きまして、事業概要について御説明いたします。

冒頭申し上げましたように、企業局では、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業を実施しております。

まず、企業局の基幹事業であります、電気事業でございます。

①の沿革であります。本県においては、昭和13年に県営電気建設部として発足して以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題と位置づけまして、これまでに6つの河川総合開発事業を実施しております。

河川総合開発事業は、河川管理者が所管する事業ではありますが、企業局が委託を受けて実施したものであり、これらの事業を通じて電力の安定供給や下流域市町村の水害防止、かんがい用水の確保など、県の農業振興や地域の発展に貢献しているところでございます。

②の事業の規模であります。現在、発電所は13カ所ありまして、その最大出力の合計は15万8,035キロワット、全国26の公営電気事業者の中で3番目の規模であります。発電した電力は全て九州電力へ供給をしております。

発電所の一覧につきましては、下の表のとおりでございます。

なお、この全ての発電所は、企業局庁舎8階にございます総合制御課で集中監視制御を行っております。右のページの上の写真になりますが、昨年度末に、この監視制御システムの一括更新が完了し、災害対応機能やシステム機能が強化をされたところであります。

次に、③に、今年度の年間供給電力量等の見込みを示しております。

九州電力に卸売する年間供給電力量は5億297万2,000キロワットアワーとしており、これは、県内の一般家庭が年間に消費する電力量の約30%に相当する量であります。

また、電力料は43億5,770万円余を見込んでおります。

次に、(2)の緑のダム造成事業ですが、この事業は、平成18年度から安定的な電力の供給に資することを目的として実施しております。

内容といたしましては、企業局が発電事業を行うダムの上流域を対象に、未植栽地を取得しまして、広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備をしているところであります。

昨年度までに422.2ヘクタールを購入し、そのうち166.01ヘクタールに植林を実施しているところであります。

次に、(3)の新エネルギーへの取り組みであります。

①の太陽光発電設備につきましては、工業用水道施設の配水池など4カ所に、20キロワットから90キロワットの設備を設置しております。

また、②のマイクロ水力発電設備につきましては、出力35キロワットの祝子第二発電所を建設しておりますほか、日之影町の下小原地区に5キロワット、西米良村の「川の駅百菜屋」に1キロワットの発電設備を設置しております。

次に、6ページをお願いいたします。

工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要であります。工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年10月から給水を開始しております。

その給水能力は、日量12万5,000立方メートルとなっております。現在、旭化成株式会社など14社に給水を行っているところであります。

なお、工業用水道施設につきましても、発電所と同様に、企業局庁舎から監視制御を行っております。

(2)に企業別の契約水量をお示ししており

ますが、14社の契約水量の合計は、日量9万8,908立方メートルとなっております。

(3)の給水料金であります。基本料金は1立方メートル当たり10.4円で、これは、全国平均の22.6円と比べて低廉な料金となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

施設の概要を掲載しております。

上のほうの地図であります。左端の耳川から取水をいたしまして、総延長9.3キロメートルの送水管、この青い線でございます。これを使って、右側の細島工業団地の近くにありす配水池に送水し、ここから各企業に工業用水を供給しております。

また、下の写真の左側でございます。日向市東郷町にある北部管理事務所の浄水場であり、右側の写真は、日向市亀崎地区にある配水池の写真であります。

次に、8ページをお願いいたします。

地域振興事業であります。

(1)の事業の概要であります。電気事業の地域還元事業として、一ツ瀬川の河川敷にゴルフ場などを整備したもので、低廉な価格でサービスを提供することにより、地域振興と県民福祉の向上に寄与しているところであります。

平成2年11月から営業を開始いたしまして、利用者数は累計で100万人を超え、今年度は開業25周年を迎えることとなります。

後ほど御説明いたしますが、今年度は記念事業なども企画しており、事業を通じたさらなる利用促進を図ってまいりたいと考えております。

(2)の施設の管理運営につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、現在は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが指定管理者として管理運営を行って

るところであります。

参考といたしまして、ゴルフ場の利用料金表をお示ししておりますが、さまざまな割引制度を設けるなど、県民の皆様が利用しやすい料金設定となっております。

その下には、施設の概要を掲載しております。ゴルフコースはパブリックの18ホールとなっております。

9ページをごらんください。

企業局の施設の位置図を掲載しております。

電気事業の関係では、赤色の文字で表示しておりますが、県の北部を流れます祝子川に4カ所、県の中央部を流れます小丸川に2カ所、三財川に2カ所、綾北川に3カ所、そして県の西部を流れます岩瀬川に2カ所の合計13カ所の発電所がございます。

工業用水道事業の関係では、水色の文字で表示しておりますが、日向市東郷町に北部管理事務所工業用水道浄水場がございます。

地域振興事業の関係では、緑色の文字で表示しておりますが、新富町にツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設がございます。

次に、10ページをお開きください。

平成27年度宮崎県公営企業会計当初予算であります。

予算のポイントにつきまして、3点掲げております。

1点目は、電力システム改革に備える取り組みの推進であります。これは、国において進められている電力システム改革の進展に備え、水車発電機等の発電設備や変電設備等の改良による電力の安定供給に資する取り組みを推進するものであります。

2点目は、再生可能エネルギーの開発・導入として、治水ダムの活用による小水力発電の開

発や新たな開発地点の調査など、再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取り組みを推進するものであります。

3点目は、地域貢献に資する取り組みの推進として、本県産業経済の振興と住民福祉の増進という企業局設置の理念に基づく地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

主な事業につきましては、後ほど説明をいたします。

次に、11ページをごらんください。

予算の概要であります。

(1)の電気事業であります。

今年度の業務の予定量といたしましては、5億297万2,000キロワットアワーの供給電力量を予定しております。その結果、収支残は、黒い太枠で囲んでいるところでありますが、3億2,585万8,000円としております。

(2)の工業用水道事業であります。

今年度の業務の予定量としましては、4,123万2,828立方メートルの総給水量を予定しております。その結果、収支残は、390万1,000円としております。

(3)の地域振興事業であります。

今年度の業務の予定量といたしましては、3万3,500人の施設利用者数を予定しております。その結果、収支残は、317万1,000円としております。

資料の12ページから17ページにつきましては、事業会計別の予算の内容であります。説明は省略をさせていただきます。

資料の18ページをお願いいたします。

主な新規・重点事業であります。

新規事業「電気ダム諸量演算装置整備事業」であります。

諸量演算装置とは、ダムへの流入量やダムか

らの放流量を計算する装置であります。設置後20年以上が経過をしているため、最新の機器を導入するものであります。予算額は1億9,528万6,000円で、事業箇所は企業局が直接管理しております古賀根橋ダムと寒川ダムの2カ所を予定しており、事業効果として、ダム放流業務の信頼性の向上が図られるものであります。

19ページをごらんいただきたいと思えます。

新規事業「渡川発電所大規模改良事業」であります。

渡川発電所は昭和30年の運用開始から60年を経過しており、図の発電機や水車等の主要機器などに老朽化が見られることから、最新の機器を導入するものであります。

平成27年度の予算額は1億4,664万6,000円で、事業期間は27年度から32年度までを予定しており、本年度は取りつけ道路工事と発電設備一括更新工事の基本設計を行うものであります。事業効果として、発電所の総合的な運転信頼性の向上と発生電力量の増加が見込まれるものであります。

20ページをお願いいたします。

「企業局再生可能エネルギー導入事業」であります。

昨年度に引き続き、再生可能エネルギーの有効活用を図るため、小水力発電等の導入に取り組むものであります。

まず、日南ダム発電所建設工事につきましては、予算額6億6,877万8,000円で、事業内容は、県内の治水ダムでは初の取り組みとして、日南ダムに小水力発電所を建設するものであり、今年度末の完成を予定しております。

次に、小水力発電導入可能性調査につきましては、予算額1,922万8,000円で、事業内容は、治水ダムなど小水力発電の導入の可能性のある

地点について調査するとともに、市町村等の導入に向けた調査等の支援を行うものであります。事業効果として、これまで未利用だった再生可能エネルギーの有効活用や導入促進が図られるものであります。

21ページをごらんください。

上段の新規事業「企業局施設活用促進・PR事業」であります。

局施設の一般開放による県民の利用を促進するとともに、広く企業局の事業をアピールするもので、予算額は500万円であります。事業内容は、①の県電ホール・ギャラリーに、新たに舞台やピアノ等を整備することにより、会議だけでなく、コンサートなどでの利用拡大を図るとともに、②の元気チャージ！若者世代ゴルフ交流推進事業として、20代ゴルファーの交流事業を通じて、若者世代のゴルフ人口の増加とゴルフ場の利用拡大等を図るものであります。

下段の新規事業「一ツ瀬川県民ゴルフ場開業25周年記念事業」であります。

一ツ瀬川県民ゴルフ場が平成2年11月の開業から25周年を迎えるため、日ごろの利用に感謝するための記念事業を行うもので、予算額は101万7,000円あります。事業内容は、親子ゴルフコンペなどの記念コンペを予定しております。

22ページをお開きください。

その他主要事業といたしまして、祝子発電所水車発電機更新工事・精密点検工事12億5,988万8,000円、水力発電所等施設の整備9億5,739万6,000円、緑のダム造成事業1億755万9,000円、試験研究機関連携推進事業900万円を計上しております。

最後に、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、合計で15億6,184万3,000円と、前年度とほぼ同額を

支出することとしております。

以上で説明を終わりますが、私ども企業局といたしましては、経営の効率化と経費の節減に努め、引き続き、健全経営を維持しながら、公共の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

○重松委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○井本委員 九電に売ってるのは、今、売り値はどのくらいですか。

○森本経営企画監 現在、九州電力への売電の総額でよろしいでしょうか。

○井本委員 1キロワット当たり。

○森本経営企画監 単価でございますね。キロワットアワー当たり8円2銭ということになっております。ただ、これは換算単価でございますので、その単価で売ってるわけではございません。

○井本委員 今、治水ダムの活用ということで、沖田ダムなんか調査をする可能性があるのかな。

○新穂工務課長 県内に5つほど治水ダムというのがございますけれども、今、日南ダムのほうで建設を進めておりますが、順次検討はしていきたいと考えておりますけれども、今のところ沖田ダムあたりは非常に流入量が少ないというので厳しいかなと思っております。

○井本委員 知事部局のほうにも随分お金を出してますけど、実際、内部留保としては、今どのくらいある。

○沼口総務課長 運用をしてる資金のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、定期預金で大体70億、それと債権関係、これは国債とか政府保証債が大体150億、合わせまして220億ぐらいの運用資金がございます。これに九電

の株が約380万株ございまして、時価で評価しますと1株が1,000円を超えておりますので、40億ちょっと超えるんじゃないのかなど。そういったもろもろを足しますと、300億には届きませんが、かなりの額の内部留保があるというようなことで考えております。

○緒嶋委員 将来的にも売電価格が自由化されることによって、競争が激しくなるというから、かなり厳しくなるんじゃないかな。そのあたりの将来の展望というか、想定をいろいろ考えておられるかどうか。

○四本企業局長 委員、御指摘のとおり、電力システム改革の進展に伴いまして電力の自由化ということが進められつつありまして、今後、まず一つは、今、九電に売っておりますけれども、これがもう九電に限らず、新電力を含めたところに入札ということで売っていくということに形が変わります。それから、その際の価格も、高く買ってもらえるのか、あるいは、ひょっとしたら低くなるかというところでございますが、これは、まだ不確定要素といたしますか、例えば、九電が今、原子力発電所の再稼働を計画をしておりますけれども、これが計画どおりに、九電なり、ほかの電力会社の原子力発電所が再稼働ということになれば、電力が余ってといたしますか、そうすると、価格としては安くなってしまっておそれもあります。また、再稼働が進まないとする、九州電力は今、赤字を抱えておりますが、これがますます厳しい状況になって、ますますあんまりいい値では買う余裕がなくなってしまうかもしれない。そういうところで、非常に今、この電気事業というのがどうなるのか。ここ2～3年は様子を見ないと何とも言えないのかなというところが正直なところでございます。

○緒嶋委員 その売電交渉は毎年やるのか、何年置きかにやるのか。システムはどうなってるわけですか。

○森本経営企画監 今までやってきましたシステムでは、2年ごとに売電交渉を行っております。今までどおりでやれば、ことし、売電交渉を行う予定ということになっております。

○緒嶋委員 その中で、濁水なんかで発電量が少なくなっても、ある程度補償するみたいなシステムであったわけですが、そのあたりも今度の売電交渉の中で、向こうは向こうで九電はいろいろ考えて、自分の会社のことを考えれば、そういう条件を相当また厳しくするんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○森本経営企画監 おっしゃるとおりでございます。ことしの交渉の中で、これまでどおりの二部料金といいますか、基本料金が大きくなるというようなことになるのか、あるいはその辺のところちょっと弱くなってくるのか。その辺のところ、今後、九州電力と協議いたしまして決めていくというようなことで考えておるところでございます。

○緒嶋委員 これは労使交渉じゃないけれど、九電とそういうやりとりの中で、これは宮崎県民の一つの大きな財産でもあるわけですので、やはり今までの形の中で、経営としてはできるだけ売電価格が高く売ったほうがいいわけですから、努力を最大限やってほしいということを要望しておきます。

○中野委員 5ページ、新エネルギーへの取り組み、この太陽光発電の設備ですけど、平成22年、26年、いろいろ単価も違うと思うんですけど、この太陽光発電の分の収支、減価償却後はどうなってますか。それと、減価償却はいつで終わるか。

○新穂工務課長 太陽光につきましては、工業用水道の配水池につけたもの、それからスポーツレクリエーション施設につけたもの……、トータルですか。それぞれ違うんで、なかなかトータルで申し上げにくいんですけども、基本的には17年で減価償却しますので、17年でもとをとる計算にはなります。

○中野委員 単年度収支はどうなんですか。

○新穂工務課長 さっきの話に戻りますけれども、単年度収支は、上の2つは自家消費タイプなので収支というのは余らないというか。下の2つは売電専用でつくりまして、こちらのほうは大きな利益は出ませんが、大体とんとんでいけるぐらいではないかなと。

○井本委員 売電価格は民間の太陽光発電と同じ値段なんですか。

○新穂工務課長 固定買取制度ですので、39円弱ですか。これで売ってます。

○井本委員 そうすると、通常の需要と供給やったら8円何ぼしかないのを、38円か39円で買い取ってもらうと。この差はどこが負担しちよるわけですか。

○新穂工務課長 例えば、今言いました38円で九電が買い取りますと。九電の電気は、例えば、自分で発電すれば8円ぐらいの原価でできるとすれば、残りの30円は誰かが負担をしないといけないということになるわけですけども、これがいわゆる再生エネルギー賦課金というもので、一般家庭の電気料金に別書きで再エネ賦課金というのが出てると思いますが、ああいう形で電気の消費者から全部集めて、それを電力会社に精算をするという仕組みになっております。

○井本委員 国は、そのエネルギーを20%ぐらいでとめるという計画だよね。それぐらいまでずっと上げていくと、我々が負担しないといか

んお金っていうのは、どのくらいまでになるか、わかりますか。

○**四本企業局長** 具体的な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、もともと固定買取制度といいますのは、再生可能エネルギーを早期に導入をするということで、最初は高い単価を決めて、そして20年はその単価で買い取るということを約束をします。ただ、その単価というのはどんどん下げていくということによって、これは最初からどんどんそれをやろうという機運をやらせて、結果として、太陽光とか、わっとふえてきたわけですが。おっしゃるとおり、非常に高い電気になりますので、相当といいますか、一定額の国民の負担ということになると思います。

ただ、さっき申し上げましたように、例えば原子力発電所が再稼働するとかいうことになると、全体としては、ある程度、価格的にも落ちてくるといいますか、そこの高い部分を吸収することにもなると思いますから、ずっと全体的なところを見た上でないと数字としてはなかなか難しいかと思えます。

○**新穂工務課長** 先日の新聞記事でございますけれども、再生エネルギーが22ないし24%になった場合は、年間、約4,700億円の負担になるというふうな記事が出ております。

○**井本委員** 最初はドイツに見習えということをやったんですけど、このごろはドイツは、これはやっぱりいかんわと言って、もうやめ始めたという話を聞くんですけど、それは本当なんだろうか。

○**四本企業局長** ドイツも少し行き詰まっているという話は聞いておりますが。ドイツというのは、ヨーロッパの中の一つでございます、隣のフランスとかに、余ったら隣に売る、足り

んときは隣から持ってくるという融通ができるので、ある程度、その中でうまくいっているという部分もあるように聞いておりますが、日本はちょっとそれができませんので、より問題は深刻かなと思います。

○**中野委員** 先ほど、太陽光発電、とんとんだという話だったけれど、私の身内が太陽光発電を1,500~1,600万で買って、月に利益が7~8万という話。民間がつけとって、みんな収入があるとやけど、よっぽど設備がかかったのか。とんとんじゃ意味がない。

○**新穂工務課長** 確かに、おっしゃるとおり、民間の方でもどんどんつけられますので採算が合うんだと思いますけれども、うちがつけた設備につきましては、かなり堅牢な土台とかそういうことをやったものですから、ちょっと高目になったということで、採算的にはそんなにもうかるというものではなくなってしまったということです。

○**重松委員長** ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、以上をもって企業局を終わります。執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時30分再開

○**重松委員長** それでは、委員会を再開いたします。

5月19日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たって

留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、議会基本条例にも規定してありますように、委員会は採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア県内調査、イ県外調査、ウ国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発にするため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、

事情聴取の性格を持つものであり、後日、回答する旨等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではありますが、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

なお、日程等につきましては、表のとおりであります。常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや、調査テーマや調査先の関係等により、行程上、1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可となっております。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

なお、委員長会議確認事項への記載はありませんが、会議冒頭に議長から、「議会基本条例の趣旨を踏まえ、特に委員会においては、議員間討議を積極的に取り入れることにより、県民の方にもわかりやすい運営に努めることも必要」との発言がありました。今後の委員会運営においては、そのような点にも留意しながら行ってまいりたいと思いますので、皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について、何か御意見はありませんか。

○緒嶋委員 委員会の構造とか活動が見えないというのを、マスコミがいつも言うわけです。マスコミに県庁の一部を貸してるわけだから、

本会議だけが議会じゃないわけだから、マスコミも、特に宮日なんかは、5つの委員会なら5人の記者が来て、それぞれ委員会の状況を県民に知らせるといってもマスコミの責任じゃないかと思うんですが。そうでないと、県議会の活動が見えんとかいうけど、皆さん方がいろいろ、それぞれの委員会でどういうことをやっちょるかということ報告する機会がなかなかないわけだから、マスコミの責任というのをちょっと考えてもらうということは委員長会なんかで、これは幹事長会とかでもじゃが、そうせんと、我々の活動というのが県民に向かって、県議会は何しちよると、ということにもなるから、そこら辺を検討する必要があるんじゃないかなと思うんです。委員会は、県民に知らせる手法がないわけです。そこも、やっぱり今後、検討しないといかんのではないかと思うんです。

○重松委員長 マスコミの責任ということですね。

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ただいまの御意見につきましては、次回の委員長会議におつなぎをいたします。

次に、お手元の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画(案)にありますとおり、県内調査を7月に、県外調査を8月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、平成27年度文教警察企業常任委員会県内調査先案、常任委員会視察の実施状況(県内、県外)を配付い

たしております。

調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたらお出しいただきたいと思いません。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時44分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ほかに何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午後2時44分閉会